

第三〇輯 × 第二號 × 昭和二十四年二月一日

建築（社會）

2

日本建築協會

THE ARCHITECTURAL ASSOCIATION OF JAPAN

會

告

昭和24年1月29日開會の通常總會に於て下記正會員を名譽正會員に推舉されました。

名譽正會員 (五十音順)

清 水 一 雄 氏	内 藤 多 仲 氏
波 江 悌 夫 氏	松 本 儀 八 氏

昭和24年1月29日開會の通常總會に於て監事並びに評議員の選舉を行ひました結果下記の通り夫々當選されました。(各支部より選出の評議員は追て發表いたします)

監 事 (五十音順)

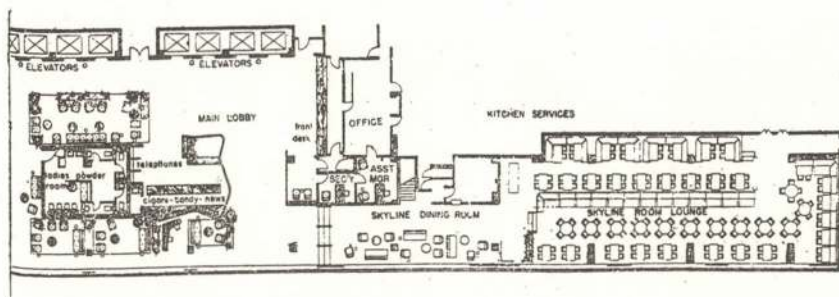
妹 尾 一 夫 氏	吉 田 安 三 郎 氏
-----------	-------------

評 議 員 (五十音順)

(技術) 池 上 勝 郎 氏	池 田 達 雄 氏	石 川 純 一 郎 氏
岩 本 博 行 氏	大 澤 幸 平 氏	荻 原 貞 雄 氏
紺 谷 繁 信 氏	高 橋 慶 夫 氏	谷 内 弘 次 氏
中 野 順 次 郎 氏	羽 原 德 衛 氏	稗 田 治 氏
前 野 慶 太 郎 氏	松 久 保 敬 三 氏	藪 中 一 良 氏
(施工) 小 梅 正 雄 氏	柴 川 傳 槌 氏	鈴 木 末 尾 氏
竹 花 末 春 氏	谷 垣 正 雄 氏	西 澤 藤 生 氏
政 岡 基 次 氏		
(管工) 堤 耕 作 氏	山 田 文 次 氏	
(電氣) 淺 海 治 平 氏	栗 原 信 虎 氏	
(建材) 大 西 幸 七 氏	日 垣 太 市 郎 氏	

昭和24年2月1日

社 團 法 人 日 本 建 築 協 會



TERRACE PLAZA HOTEL



FORUMより

建築と社会

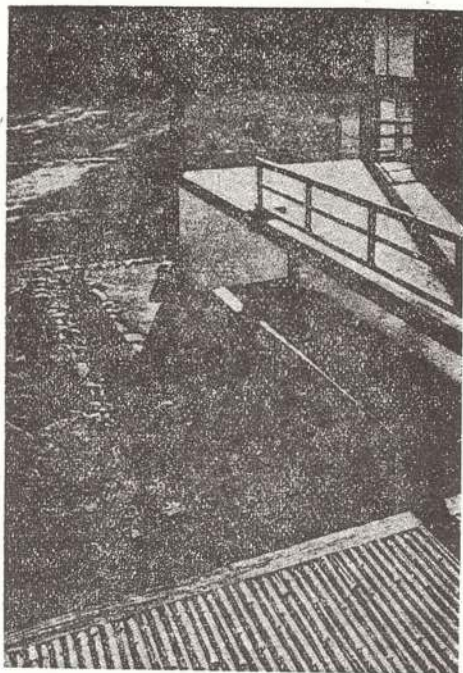
2

1949・2

建築に真を求める……………藤島亥治郎……………	2
政治家の墮落……………浅田 敏章……………	4
形而上學と建築……………大原總一郎……………	6
ボードレールと色硝子……………林 和 夫……………	8
住宅難の一つの問題……………野口 美雄……………	10
無 題……………河田 明雄……………	12
大阪復興公園の施設 計画の概要について……………中澤 一夫……………	14
府営住宅ABC型……………逆瀬 淑……………	17

クラブルーム

國土再建に憂ふ……………楠 田 清……………	18
NICの錯覺……………野島 市郎……………	19
赤 い 本……………生田 勇吾……………	20
北 京 回 想……………小寺京一郎……………	22
渡部圭吾氏の建築工事と 施工技術者に就いて……………中野順次郎……………	23
資 料 ・ 釘……………	24
臨時防火建築規則……………	29
時 報 時 論……………	32
會 務 報 告……………	35



建築に眞を求める

藤島亥治郎

正月二日の全國放送で私の述べた隨想を御聞きになつた方は多いと思はれるが、一般向きとは云へ貧弱な内容と拙劣な表現で御耳を汚したことをお詫びせねばならない。しかしあれは短かい時間に限られたために、充分に要旨を盡し難かつたことにもよるのであることを御諒承願ひたく、就いてはあの終りに近い所で申し上げた『建築を通じて世の中の眞實を求める』ことに就いて、こゝに些か補説したいと思ふ。

『眞實を求めて生きる』ことこそ、人間としての最高な生き方であり、人が一般動物と區別される最大なものであると信ずる私は、眞實な生活に精進し、眞實な社會を作るための生活基本として、建築が物心兩界にどれほど重大な使命を持つてゐるかに就いて、嚴肅に考へ直す必要があると思はぬわけに行かない。

總じて人間出現以來の歴史は現代をも籠めて人間としての眞實に生きたものでなく、寧ろその反對を露呈した歴史の反覆に過ぎないことを悲しまぬわけに行かない。原始社會から文明社會へと向上した（と人の云ふ）人間の社會は、それによつて貧富強弱の差別をいよいよ激化するばかりで、己れのためには神を恐れぬ虚偽、飽くことを知ら

ぬ食欲の裡に踊る煉獄繪卷の絶え間ない展開であつた。そして建築も亦その目的を満足せしめるための技術的藝術的な發達であつたことを否めない壯麗な宮殿、威壓的な城廓、そして愚民に安價な信仰を強いるための宗教建築がその大半を埋め、建築家は建築主の物慾感を満足せしめるために材料を撰み、構造を究め、美意識を極度に發揮して意匠を煉つた。そしてその權力下にあつてその人たちに何萬倍かする庶民建築は原始性からそれほど出ないまゝに、貧しい生き甲斐のない生を送るの他なかつたのである。

その点に於いて建築史が今までに教えた所にも事大主義的な錯誤があつたことをも正直に認めぬわけに行かない。元々建築史が様式と名づける造形意匠の探索から始まり、その美の最高なるものを具体的に遺構から求めようとしたために、自ら様式の代表的表現をなした富強階級の建築を對象とせざるを得なかつたのであつたが、造形意匠の根元をなすその背景の探究に於いて下層民の貧しい家のあつたことを忘れてゐたことは誤りであつた。しかしそれらはこの學問の現在の目的が様式を捨てないにしても、學者の間に多少の異説があるとは云へ、その大勢に於いては『様式』が廣義

の意味を持つて来て『建築のその世の在り方』と
同義語となり、そのために対象が遺構以外に文献
に求められ『師られたるもの』以外に『師られざ
る』住宅その他に向けられ、否、それよりも熱心
に『生きたるために建築をどうしたか』の問題に
就き、特に住宅史に力を注ぐ人たちが多くなつた
ので、十数年前の建築史とは少くも一部の學者間
には異つた形に於いて新らしい建築史が述べられ
て來たと信ずるのであるが、それにしてもなほ考
慮の足らぬ所が非常に多いことを認めぬわけに行
かない。

とにかく過去數千年の、洋の東西を通じての、
生存慾のための、更にぜい澤にも死後にも永く記
念せんための、それらの『壯麗堅固なる』建築を
造ること、またそれを良い機會としてそれを設計
造營することによつて自己の生存慾の満足をも計
らうとした建築家の心構へは、果して眞實な人生
を送るものであつたであらうか。

もちろん西洋にあつては十五世紀の文藝復興以
來、日本に於いては十七世紀の町人文化以來、自
己尊重の意識が燃えて、西洋にあつては早くも封
建制は崩れたといふ。しかしそれは自覺の力が實
力に充分伴ひ兼ねたものであつた。西洋にあつて
は城主や教主に代る資本家が富と權力を壟斷し、
日本にあつては極端な封建下に町人がひそやかな
自由を享樂したに過ぎないものであつた。

その時代と現代と、果してどれほどの差があ
らうか。共産國家ですら一種の専制國家主義に傾き
萬民主義の實を何時の世に結ぼうとしてゐるので
あらうか。まして國に民主主義を標榜する日本が
その指導者階級からしても今のやうな物慾と權慾
の權化となるに至つては、果して良い國家は何時
の世にかできることであらう。

私は共産、民主等々の主義に是非の論議をし
たいとは思はない。それよりもそれらを超越した『
人の眞實への絶えない歩み』こそが、この佛説の
正に末法の世を露呈した状態を正しい人の世に戻
してくれるものと思ふ。そのためには偉大な宗教

家の出現も望ましいことかも知れない。

すべての人が正常な眞實への歩みを始めるとき
建築は始めて眞實な本來の使命に立ち還へるであ
らう。建築の技術も藝術も、今までのやうに一部
利得者のためでなく、萬人享利のために捧げられ
るであらう。大ビルディングも大工場も萬人を均
しく露ほすために作られるであらう。そしてあら
ゆる科學的な設備もあらゆる住宅にまで、大なり
小なり備へられよう。住宅も階級や貧富による大
小でなくて、家族數に應ずる大小とならう。そし
て衛生的で便利な緑林都市や文化村落の連結する
ものとならう。技術の發達の結果は高層建築の林
立は今以上にならねばならぬが、それは在來のや
うな意味を離れ、新らしい象徴とならう。

機能に忠實なればこそ建築の眞實は行はれる、
と、同じやうな考へを歩む人は云ふ。それは正し
いことである。もちろんその機能は現在の人々の
生活機能を充足することである。しかし、その生
活機能が現状のやうに物慾主義によるのならば、
建築は依然として改まるまい。それ故に機能主義
者は、だからこそ建築からそれらの封建性を追放
して眞實なもののみによつた構築を行ふのだとい
ふ。その理論にも敬服する。けれども、論者がそ
の論に忠實なあまりに、全く機能以外のものを認
めない結果は、些か精神的な面を失ひすぎはせぬ
かと恐れる。唯物論的な歸納に於いてはその結論
にならぬわけに行かぬであらうが、唯物論のみが
人の世界でないと信ずる私は、唯神論とまでは行
かずとも、感性の世界にも多大な關心を持つもの
である。

それ故に封建思想の所産である故にとて床の間
を敵視する様な言動には出ようとしない。床の間
の發生動機や發達過程が如何でもあれ、それは室
の構成に心の安住の場所をなすものである。心の
生活も人の生活の大切を要素をなすものであるが
故に、床の間の現状が封建的であり、ぜい澤であ
るならば、萬人共に心から樂しみ得る眞實な心の
安住所にと新らしい工夫をすればよい。床の間に

代る棚の上の花瓶の制度にしようとするのもよいことであるが、それには床の間ほどの洗練味がほしい。何故なら最高の藝術は至高の心を養ふのであるから。

とにかく機能論者の至純な主張は尊いことであるが、些か過ぎた所がなからうか。主張の通りならば、生活の他の部門に於いても共調して同じ主張を實現せねばならない。即ち食事は調理に味を付け色々添へるに及ばず、極端に云ふならばカロリー充分な丸薬でよく、衣服は最も機能的な無色の制服でなければならないのである。

私は物理的な機能と共に心理的な機能をも併は

せて始めて人間らしい眞實が行はれることを主張する。これに今の世に欠けたるものは心の貧困でなからうか。これを救ふためにも建築に眞實な努力を捧げ、建築家が世人の怨念のまゝにならず、宗教家に均しい氣持の元に動いて行くことは、果して痴人の夢であらうか。人こそ笑へ、少くも私はその氣持だけは捨てぬつもりである。一人だけでもそのつもりなら、それだけ世の中もよくなるとの自信から。そして曾て私の讀んだ『ユトーピア』の世界を夢みつゝ、たとへそれが何世紀か後に來ようとも悔いぬつもりなのである。

(筆者・東京大學工學部教授)

政治家

の墮落

淺田敏章

政治の貧困と云ふ使ひ古された言葉がある、此の言葉は從つて至極陳腐ではあるが然し遺憾なことには未だに使用價值が少しも減退しないのみならず反つて其の必要を高めて居る現状である。なぜ政治が貧困なのか、政治が貧困化するのとは勿論立派な政治家がないことに起因することは云ふまでもないことではあるが、政治の事務化がもう一つの主な原因である。

政治と事務との相違は誰しも漠然と心得て居るし政府も亦殆んど常に事務官の外に政務官を置いてゐるが、政治と事務との相違や政務官を特に置く必要は一般にも充分認識されて居ないし、政務官自身もはつきり自覺して居ない。

元來政治と事務とは全然別個のものとして判然と區別することの出来ないばかりではなく、事務

がなければ政治は行はれないのである、政治が事務化するのも無理のないことである、然し學問的な難しい理論は別として政治の本質は社會生活の統一と改善とにある、そして如何にして社會生活を統一し改善するかと云ふことが所謂政務であり、此の政務を實行するのが所謂事務である。處が社會生活が近代化し複雑化する程職能が専門的になる、從つて全体を忘れた部分的な事務が横行して事務家が巾をきかす様になる。即ち政治が只單なる形式的、機械的な事務の競合に墮し、官僚のセクショナリズムを生み残念なことに眞の政治は死んで了ひ勝ちである。史記本傳に次の様な考へさせられる問答が載つてゐる。

孫子と並び稱される支那第一流の兵家呉子は魏の文侯に重用された名將である、文侯が歿くなつて國內物情騒然たる時彼は自ら宰相になることをひそかに期待して居た、處が田文が宰相になつて了つた、内心納まらない呉子は遂に或る日田文に詰問した。

呉 三軍の將となり、兵卒をよろこんで死に赴かせ敵國をして我國を親はせぬことにかけてはどちらが適任だ。

田 君に及ばぬ。

呉 官民を治め財政を充實させることにかけてはどうだ。

田 それも及ばぬ。

吳 諸外國を操縦する外交手腕にかけてはどうだ。

田 それも及ばぬ。

吳 いづれも自分に及ばずしてどうして君は宰相になつて居れるのか。

田 それでは尋ねるが主君が若く、國を擧げて不安で、その上に大臣達もしつくりせず、政府に民衆の信頼のない此の重大時局に宰相の大任にはどちらが適任だらうか。

吳 やはり君でなければならぬ。

此の問答によれば吳子も唯の武將ではなくて仲々立派な政治家である、然し田文に較べると事務家的な處が多いことは確かである、政治家には結局才智や練達よりも徳望や見識が大切である、政治家は事務家と違つて才能や練達の士たるに止まらず飽く迄出来上つた人間でなければならない、酒と女で身を滅ぼすと俗に言はれるが、酒や女の誘惑はまだ罪のない方で利権や名譽、權勢ほど人間にとつて魅力のあるものはない、恐しい事には此の利権や名譽、權勢が政治に密接に結びついて

ゐるのであるから國家の爲めとか公僕とか平生どればど立派なことを口にして無愁振つても一度政權を取ると直ぐ墮落する、このことは繰返し見せつけられる事實で、道元禪師が名利は大賊なりと喝破された通りである、政治家はこんな恐しい誘惑にさらされて居る上に恐ろしく多忙で訪客や會合の爲め時間が足らない實情で自分の時間がなく、修養の時間も反省の時間も皆無と言つてよいこんなことでは眞の政治家が出来る道理がない。只利己的打算に汲々たる政治家が徒に増加し政治家の墮落するのも當然の話である、然し乍らこのことは無理ははないですませる様な小さな問題ではない、政治家の墮落ほど國民の不幸はない、國民も政治家もこのことを深く反省して是非とも政治の權威と名譽とを回復したいものである。

政治の善惡は國家の運命を左右し、引いては世界史の進行に重大な影響をも與へることを眞劍に考へ直して見たいものである。

(筆者・南海電氣鐵道株式會社監査役)

★ バリの改造 ★

ナポレオン三世がアムの牢獄にあつて、その砲兵隊の歴史を編みつつある間に、既にバリの改造が彼の夢にあつたことだ。直ちに市と國家との協調のもとに、リヴオリ街の擴張や、さらに多くの新街路の開設の計畫が、1849年に着手され、ホスマンがパリにやつて来たときには、ナポレオンは既にストラスブールの廣場を完成し、學校通りを開設し、リヴオリ街の新しい部分の工事を進めていた。

そこで、ナポレオンによつてセーヌ縣令に任命せられたホスマンは、茲に始めてバリ改造に手を染めた。最初は先づ精確なバリの地圖が必要だったので、直ちに高い足場の塔がつくれ、測量がなされた。之によつて土木や建築の技術者達がいろいろの計畫を進めていった。それらの經費は、入市税や、市公債や、國庫の補助でまかなわれたのである。土地や建物は收用され、舊き家は取りこぼち、新しき家屋と、立派な舗装や照明や上下水道の備つた街路とを築造するために、巨額の請負契約が次

から次へと結ばれた。立派な市廳舎や政府の建築物ができ上り、多くの廳舎や寺院が生まれた。かくて幾年も幾年も仕事は繼續されていつたが、1870年に至りナポレオン政府の最後が来たときには、まだ多くの計畫が残されてしまつた。だが一旦、平和克復を見るや、再び遺業は新手によつて繼承され、1878年フランスが大博覽會を開けて全世界を招待したときには、パリは全くその面目を一新していた。

(エルバート、ビーツの「ホスマン傳」より)

株式會社 安藤組大阪支店

大阪市東區高麗橋四丁目三五番地(第一ビル)
電話北濱(23) 3888・福島(45) 1236・393番

本社・東京都千代田區永田町二丁目一番地
電話(銀座) 5861~5865

支店・名古屋・仙台・福・岡・青森・静岡
出張所・水戸・輕井澤・福井・京都・高松・山口

形而上學 と建築

大原 總一郎



大林芳郎君から『建築と社會』のために何か気軽な隨筆をと云う話があり、私のような建築の科學や建築の美學の専門でないものに少し無理な話だと思つたが、むげに御希望にそむくのもどうかと思つて拙文を綴つた次第である。気軽な肩のこらない隨筆と云うものは余程の練達、達識の士でなければできないことなので、私などのなしうることでなく、また今日雨露をしのぐにさえ事缺く人の多いとき、少しく一般の時代的焦点を離れた問題のようであり、あるいは編集の方針にそわないかとも思われるが、好意と御理解をもつて御寛恕をいたさきたいと思う。

客觀的な存在、法則にしたがつて巡り動く自然と、主觀的な生命と意志によつて動き行く人間と一見質的に異なるがしかし同時に現實的に共存している二つの世界の間に、この兩者を結び合わせ体系づけるためのあくことなき努力が人類の文化史を通じて一個の聖なる永遠の課題に對するがごとき嚴肅さをもつて續けられてきたことは我々にとつて忘れることのできないことである。哲學者形而上學者達はこの二つの世界の綜合的、統一的、一元的解釋のために様々な思想の建築物を創り出すために碎身の精進を續けてきた。

時に自然に傾き、時に人間中心に動き、あるいは自然や人間以外の第三の存在に頼りなどして流れきたつた人類の思想の歴史はまた一個の思想建築の歴史であつたとも云いうるであろう。

しかし地上に住む人類は、哲學者の思想の構築のみに自然と人生との間の秘密の解決を記してい

たものではなかつた。現實に日々の生活のうちに、意識するとせざるにかゝりなく、人類はみづからその解答をみづからの周邊に書きつらねながら生きてきたのである。思想の建築ならぬ目に見える形而下の建築自体がその解答であつた。建築こそはこの永遠の課題に對する言葉なき庶民の哲學の表現に外ならなかつた。

人類は現實的に自然と人間とのありのまゝの赤裸々な關係のみによつてその生を全うすることはむづかしい。自然といえども宇宙の廣さに比し地球は極小の一天体であつた。しかも地球上のすべての地が人間にとつて生きうる環境ではなかつた人類は地球上に生きうる地域を求め發見したそれを開拓した。土木工事を通じ自然は一層人生に接近することができた。他方人間の側からも自然との直接交渉の上に立ちえた時代、すなわち天然の果實を食し樹間洞窟に眠る限られた時代から、耕作し衣服をまとい道具を使うことをはじて、自然への接觸と交渉は漸時深さと廣さを増していつた。

兩者の接近が合致するところ、そこに建築があつたと思う。建築は自然の開拓や耕作と云うには余りにも人間の造りあげた造形物であり、人間の作つた衣服道具などのごとき身体の機能の延長と考えられる物に比すれば、それは一個の自然に類する、内に生き住まう環境であつた。そして建築はさらに集團となつて村落となり都市を形づくりつゝ、そこに自然と人生との形而上學的接觸と同じく、現實の自然環境と生活自体の接觸結合を形

成し發展せしめていつた。しかもそれは重量ある建造物であつたがゆゑに或程度の科學的知識、それは經驗的知識を出ない状態であつたにしても一定の正確さをもつた知識の存在を前提としなければならなかつた。そこには單なる本能からの脱却があつた。かくして建築は本質的に自然と生活と科學との綜合であつた。それは近代哲學のもつ宿命を既にその原始の第一歩から擔つて進んできたものであつた。

建築がかく文化の綜合的所産であり、多元的なものゝ一元的なものゝの具体的實際的統一であるとするれば、建築の價値は自然、生活、科學の三者の調和と融合が如何に美しい一個のスタイルを創りあげているかを見て判斷されるべきだと思ふ。統一とか綜合とか云ふことは口には言うは易く、實現は至難のことである。おそらく多くの建築物の歴史はその三者の調和の歴史でもあると共にまた不調和の歴史たる他の反面をも否定することはできない。特に日本の現代のごときは最も不幸な事例の一つであらう。直接經濟的理由に制約されることの極めて大なる場合以外においても、この三要素に對する思想的混亂、趣味的逸脱が不調和の因をなしている事例もまた極めて多い（特にいわゆる代表的建築といわれる種類のものに）。日本の病弊がその兩者を具備しているとすればそれはその悲劇を二重にするものである。

人はかつてフランス中世のゴシックの聖堂を言葉の限りをつくして讃めたゝえたロダンの手記を思い起すであらう。ゴシックの建築は當時の段階においては宗教の媒介もあつて、自然、人生、科學の三要素は比類なき調和のなかにあつた。その材料、構造、配置の設計を通じて示された嚴肅にして優美な諧調は今日においてもなお人々をして仰ぎ讃えしめるに十分なものがある（更にさかのぼつて南國的知性のもとに驚くべき一つの調和を實現したギリシャの建築に關しても同じことが云いうるであらう）。

中世のかがかやかしい調和も人類がみづから招く進歩と稱する歩みによつてふたゝび崩壊をはじめ

た。混亂と恣意とが公然と濶歩して獨善が近代の世界の風潮となつた。獨善は調和より誇張を尊びみづから知らずして醜惡に墮してしかもなお人々は自負と陶醉とを失ふことはなかつた。思想上の混亂と經濟上の動搖とは共に現われてまたこれの原因となつた。

生活を過大評價するエゴイスト達は自然は自己に隷屬すべきものだとしてその畸型的統一のもとに權力主義的な建築を設計し要求した、そしてそれは豪華で奇怪な惡趣味を生んだ。バロツコ建築の物々しさはその種類のものであつた。

自然のみを偏重して人間を無限小におしこめた東洋の思想は茶室のごとき創作をも生んだが、やがては構造を忘れた纖弱な風流に耽溺する白足袋文化に變質して自然をもてあそぶ風に墮していつた。

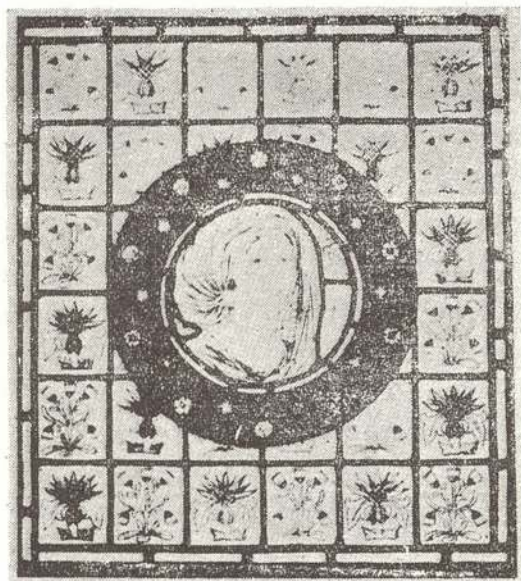
科學萬能の機能主義者達は新しい構造を生んだ。が同時に自然と人間の多彩な生命は抽象的數理法則の中に消滅してしまつた。コルビジエの亞流はこの錯誤を犯すものであつた。

現代はスタイルを失つた時代である。ファツションショウなどにおいてなされるごとく間に合はせの流行に一般の關心をつないでおく以外に時代はスタイルをもつてはいない。商策はあつても文化の根深いスタイルをもたない時代である。

特に生活様式の急變と經濟的困窮の襲來を同時に受けている日本の現状にとつては、困難はほとんど致命的であるかにも見える。

しかし他面多くの建造物が破壊消滅した、廢墟にたつ日本である。すべての建築に理想を託することはあるいは難しいかも知れないが、またさらに多く切實な住宅問題を目前にひかえている時であるが、それにしてもなおみづからのスタイルを創造してゆく道が絶無となつたわけではない。限られた狭き門を通じて一個の民族的傳統のうゑに立つ日本の建築が、日本文化の正統の發展の背骨となつて力強く發展して行くことは、日本の眞の文化的復興の爲に不可欠の條件であると想ふ。

（筆者・倉敷絹織株式會社社長）



ボードレール

と

色硝子

林 和 夫

稀代の批評家 サント・ブーヴは作家や詩人について『作家という者は單に純粹の思索を以てするばかりでなくその血液、その筋肉をもつて創作する人々だ。それ故、作家は餘人の想像以上にその肉体を過勞させる』と語っている。かゝる見地からフランス知名の作家、詩人、哲人、所謂知的卓越者を歴史的にざつと眺めわたしても、パスカル、ヴォルテール、ルソー、モーパッサン、フロオベール、ゾラ、ユイスマン、バルザック、ドーズ、ボードレール等には廣い意味ですべて異常性格者乃至精神病質者であつたことはフランスのモンペリエ大學の醫學部教授故グラツセ博士が夙に説いているところである。

さて『惡の華』の詩人ボードレール(1821—1867)は麻痺症でこの世を去つてゐる。この『新らしい戰慄の創造者』神秘家であり快樂兒であり殊に分析家であつた彼が1860年に痴呆の最初の發作に見舞われて1866年1月、神經病の發作は益々頻繁となり同年三月ナミュールの地に遊びサンルウ寺院の輪奐の美に打れていた時、發作的に石段の上にはつたりと倒れてしまつた。その時すでに腦に變調を來し失語症が伴うていた。立會つた醫師は右側半身不隨と腦軟化症と診斷を下している。

彼は阿片やアシシユ昂奮劑を濫用し煙草、酒はもとより過飲、感覺中樞の惡化を伴うた異常嗅覺の持主であつた。腐屍の如き惡臭に近いものを最も蟲惑的な香りとして快感にそゝられ、嗅覺の昂奮は彼に強い想像力を與えるのであつた。

ところで、現代建築の材料として硝子の用途は極めて廣く美學的にも衛生的にも申分がない。たゞ客間や化粧室の硝子の濫用や不用意な姿見の取つけなどは却つて、デリケートな人々の心を苛立たせるのみであり場合によつては次にのべるボードレールのやうな氣狂ほしい迄の結果をひき起すかも知れない。尤も、ひとが一度巴里のサント・シャベル寺院の内壁を飾る多種多様の繪ガラス窓を眺める時、ボードレールならずとも、その美しさに我を忘れるのである。一色ガラスと建築—こんなテーマでボードレールに隨筆を求めんとしても今は亡し、たゞ彼の書き残した『悪い硝子商人』を繙とかれよ、彼が如何に巧みに自己の『神經質的諧謔、嘲弄』を表現しているか驚かれるであらう。

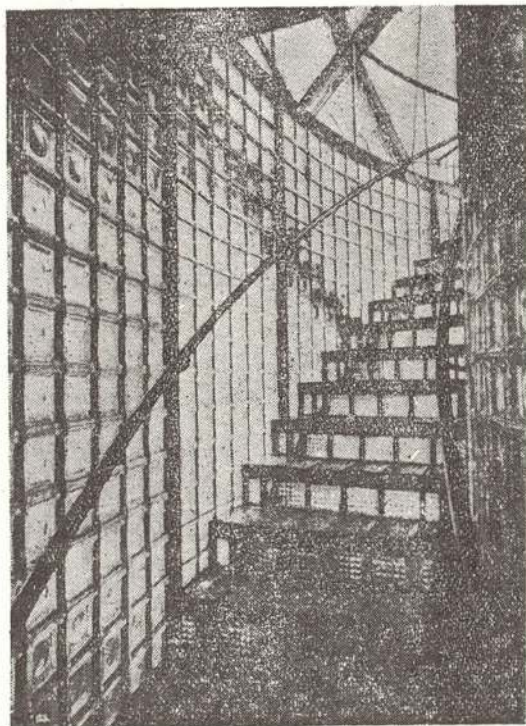
ボードレールは陰鬱なもの淋しい、倦怠のたゞ中であつて、何かしら大きな、華々しい、パツと胸のすくような行動がしたくてたまらなかつた。

窓を開けるとすぐ、硝子賣りの調子外れの金切聲が彼の居る部屋まで下からきこえてくる。その時全く譯の分らないことだが、この哀れな男に對して發作的に横暴な憎惡の念にかられるのであつた。彼はこの商人に、自分のところへ登つて來いと叫ぶ、そしてそう叫んだ瞬間には何かしら愉快でたまらなくなつてくるが、又、考えてみると、自分の部屋は六階の高さにあるわけだし、そこまでの階段は極めて狭く、奴さんが登つてくるのにきつと難儀をすることだろう、あのこわれ易い商賣道具をあちこちの角にひつかけることであらうと想いをめぐらしていた。が間もなくひよつくり件んの硝子商人が彼の前に現われた。一ボードレールは續けて云う一

そこで僕は奴の所持しているガラスを一枚一枚仔細に好奇心をもつて調べてみた後で奴に向つてこう云つてやつた。

『何だい、お前は色硝子を持つていないじやないか、薔薇色、赤色、青色、緑色、黄色のガラス。それに魔法の板ガラス、極樂の窓ガラスをナア。お前は何という厚かましい野郎だ、この貧民街をよくも圖々しくのして歩くが『この人生を美しく見せてくれる色ガラス』一枚も有つていないじやないか。こういうなり、彼を階段の方へグツと押しやつた。ブウブウ云いながらよろめき躓き、やがてスゴスゴ下りて行つたようだ。僕はバルコニーに走り寄り、花の咲いている小さな植木鉢を手にとるが早いか、奴が大玄関の出口に再び姿を現わした時、奴の硝子背負の肩當の後方の縁にそいつを垂直にポツーンと落した。まさしく適中。奴はその打撃を喰つて仰向けに顛倒した。その瞬間このみすばらしい行商人の全財産は奴の下敷となつて粉微塵。そして僕は愉快、忘我、夢幻の心理状態になつて、精神錯亂、怒り狂つて、その男に向つて、『美しき人生、麗かな人生』と夢中に叫んでやつた。』と。

この發作的な瞬間に彼は『無限の享樂』を感じたと公言している。



近代抒情詩を關繼したフランス最大詩人ボードレールの如き知的卓越者が不幸にして精神病質者であつたことは否定すべくもない。然し彼が色ガラスの美に對して有つた異常な感覺は別として、われわれ平凡人も『色ガラスと室内裝飾』について今少しく工夫を凝してみたらどうであらう『美しき人生、麗かな人生』を送るために一。

(筆者・大阪外事専門學校教授)



池田建設株式會社 大阪支店

(舊株式會社池田組大阪支店)

大阪市北區茶屋町十番地
電話 豊崎(37) 1101・1114・1549・1260番
本社・東京都中央區京橋一丁目五番地
支店・名古屋・福岡・仙台・札幌
出張所・京都・神戸・新宮・富山・岡山・立川・沼津・清水・横浜・濱須賀・小牧・千葉



住宅難の一つの問題

野口 美雄

私は大阪市の事務事業に對する市民の意見や、苦情を承つて、この聲を市政に取り入れていくことを主な仕事としているものであるが、建築の技術方面に關する市民の聲は殆ど無いといつてよい。たかだか新築の市營住宅には入つたが、早や雨漏りがしているといつた程度のものである。しかし住宅難を訴え、區劃整理の促進乃至異議を述べる聲は非常に多い。これらの問題は世間でも強い關心が持たれ、またその對策は國家的にも重点が向けられ、都市もその解決に躍起となつてゐるが、世間で殆ど問題とされて居らず、しかも深刻な住居問題と目すべきものに、腐朽その他の原因の爲に危險に瀕している家屋の問題がある。これは戦時から引續き、資材その他貸家採算等の關係から家屋に満足な補修が加えられていないこと、焼失は免れたが爆風を受けて損傷した家屋が相當多いことによるものである。こうして通常ならば狐狸の類い以外は住まないといえるような、傾いたあばら家を、住宅攻勢に喘ぐ人々が生活の營み場所としているのである。いはゆる健康で文化的な生活とはおよそ縁遠い、しかも生命を脅かす危險が頭上にのしかゝつてゐる恐怖の生活が、來る日も來る夜も營まれているわけである。

こういつた家屋倒壞の危險は、既に現實となつて現われているのであつて、昨秋以來大正區では二件にわたつて家屋が倒壞したことが報道せられて居り、公聴課にも、旭區の人が、隣接の長屋が三十度も傾斜して自分の家にもたれかゝり、危險で仕方がないと相談に來たので、府建築部に連絡して、各戸仕切の小屋組棟木下に、斜め方仗を補強するやう應急處置を申渡すと共に、市街地建築物法第十七條による修繕命令を發する手續をとつ

てもらつたなどの事件があつた。

この危險家屋の問題を大きく抱えこんでゐるのが此花區方面である。昨年十月、此花警察署長から申達があつたが、それによると、管内住宅の大多數が腐朽荒廢の危險があり、そのうち百五十戸は使用不可能で、附近住民の燃料採取場となつて荒れるに任されている外、三十世帯ばかりが、倒壞寸前の危險極まる家で、毎日不安の生活を送つてゐるが、住宅難で轉宅もできず、又退去命令も出せないから、市營住宅を貸してやつてもらえないかというのである。

われわれとしては、問題解決の困難性を直感したが、取り敢えず大阪府建築部、市民生局、區役所、警察署、地許市民代表者の參集を求め、現地視察を行つた上對策協議會を開催した。現場に臨んでみると、何れも四戸五戸と續いた長屋建であるが、爆風で波打ち散亂した屋根瓦は、ほとんどそのまゝかと思われるものもあり、傾いた長屋と長屋を支える支柱が四、五本路地を跨いで懸けられ、その下を通るのもビクビクしなければならぬ有様である。屋内をのぞくと、用を爲さない障子、襖は取拂はれ、傾いた鴨居の下で四十位のおかみさんが黙々と針仕事をしている。隣の六十才ぐらいのお爺さんに聞いてみると、二十年もここに住んでいるが、別にこの場所が離れられない事情のあるわけでない。家さえ見つければ、どこへでも移りたいと思うが、それも近頃はあきらめてゐるという氣の毒な話。家賃は差配が取りにくくという家、全然取りに來ないという家もある。こんなに危險なボロ家でも家賃をきちんと拂うという、律氣さというか、住宅難の現實の姿、家賃もとらずまるで放擲してしまつてゐる家主の投げ

やりの気持か感じられる。中には、階下の壁がすつかり落ち、床板や腰板が完全に剝ぎ取られ、柱だけが残つて、丸太の支柱が縦横に相當頑丈に施されているが、階下には誰も居住できず、二階に十數世帯が住んで居り、まるで南方の樹上家屋、北方の水上家屋を想わすような家もある。

慄然たる現場を視察してその歸途、區役所で對策を協議したが、地許側から眞劍な希望や意見が出されたに對し、當局側には、卒直にいつて一沫困惑の空氣が流れ、この問題を打開しようとする積極的氣魄の現はれなかつたことを認めざるを得なかつた。地許側の意見としては、これらの地域に住んでいる人々は貧困者が多いから、家賃の低廉な厚生寮に引取る方策をたてること、その爲に、區内戦災小學校で、未だそのまゝになつてゐる校舎を改装すること、特に危険のさし迫つた家屋に住んでいる者を、早急に假設收容所を設置して之に引取ること。相當の収入があり市營住宅入居の希望ある者は一現に申込をしているものが五世帯ある一抽籤によらず、優先的に貸與すること。修繕可能のものには資材を提供すること。危険家屋から現居住者が一旦者退いても、直ぐにまたそのあとへは入りこむ者が出るから、市街地建築物法による立退命令、取毀命令を發して、完全にその取締處置を講ずること、などが主なる意見であつた。これに對して當局側からは、厚生寮の設置は、市独自の力では財政上困難で、大幅の國庫補助を得る必要がありその實現は容易でない。現在の市設三厚生寮は何れも空室なく、入室後相當程度収入を得て來ている人々には、退去してもらふように努めているが、居坐り組が多く、なかなか埒があかない。しかしできるだけ更生者の退去を求めて、これらの人々を收容するように努力してみよう。尙假設收容所は、すぐに不良住宅化して、困難な別個の問題を惹起するので、この方法は取りたくない。話題になつてゐる校舎は、低地に在り、屢々浸水して住宅には不向であると、何れも八方塞がりの悲觀的論議であつた。次に市營住宅の優先貸付に付ては、建設省の抽籤一本槍

の指示の次第もあり困難であるとの否定論が出たが、それは余りにもイーजीイゴーイングの逃避論であると論議沸騰し、結局府建築部の提案で、市街地建築物法による立退命令の出たものには、今後本省との交渉次第で、優先貸付の可能性があるから、この交渉に努力するということに落付いた修繕資材の提供は、これは實施できるとの確約がなされ、最後に、立退乃至取毀命令は、住宅難の現状からいつて簡單にいかず、このデレンマは、或る程度住宅の裏付けを待たねば解決しないだろうと、誰でも認めざるを得ないことになつたが、公營住宅の建築の進行と睨み合せて實施して行けば、除々ながらも解決して行くものと考えられる

かようにこの協議では、直ぐに効果的な手を打つというような成果は得られなかつたが、事務的な面でこの事態を緩和できるものは、一つでも取上げてゆき、更に今後この府市連絡會議を繼續して危険家屋の問題を協議し、解決に努力することになつた。このことは今迄忘れられていた、というよりも問題解決の困難性の故に、一隅に押込められていた危険家屋處理の問題に立向う氣運をもたらしことになつたといえよう。

何萬戸、何十萬戸建設という壯大な計畫、こういう面には人も雲集し、資金も資材もおのずから出てくる。一方危険家屋處理というような地味な問題を眞劍に取上げ、解決の具体的方向を綿密に確實に決定するにはなかなか人も得られない。これは勿論役人のやるべきことではあろうが、それも民間の關心が薄ければやりたいと思つてもやれない場合が多い。私が建築界の各位に望みたいことは、どうかこういう方面の住居の問題にも強い關心を持たれ、當局を激勵鞭撻して、一日も早く解決策の具体的展開に御協力を與えられたいことである。この問題が國家的にも眞劍に取上げられるとすれば、果して現在の國家住宅政策が、新築一点張り、名のみの余裕住宅解放の線に止つていられるものかどうか、現在家屋の保存に新な政策が加えられるべきものとなるのでないかと、ひそかに思うものである。

(筆者・大阪市公職課長)

無 題

河 田 明 雄

ピストルを持つ紳士に、振ち八巻きをした向う見ずの男が、出刃庖丁をふりあげて喧嘩を賣りカスリキズを負わして逆にやられて、今更のようにその紳士を見直しているのが、丁度日本の現状である。

従来日本の學者は獨逸にまなで數理的學術においては相當に進歩した。勿論これも必要なことではあつたけれども、數理のもてあそびに走り過ぎたといえると思う。彼等は民間との接觸が少くプラティカルな研究を學問の外廓部位にしか考えず眞の學問と考えるものが殆どなかつたばかりでなく、資本家は資本家で安い賃金と豊富な勞働力にたよつて學者にプラティカルな面に援助を請う必要もなかつた。だから今日まで日本のプラティカルな工學は低調をまぬがれなかつたのも止むを得ないことだつた。これを土木建築工學でいえば施工技術に相當する部面が過去二十年の歴史をふりかへつてみても、いかに低調であつたかということ言うまでもない。ところが米國ではどうすれば人手が少くて能率的に早く、樂に目的を達せられるかというプラティカルな工學方面に、學者も資本家も互に協力しあつて、發展をひろげてきたのである。又日本人は或程度數理的にものを節減することは考えるが、無秩序であり粗末に過ぎて、アメリカ人のような合理的計畫性がたらない。このような理由からも現代の土建技術家はアメリカの學問特にその施工法の研究をし、これを實際に應用しなければならぬ責任を今日程負われている時代はないと思う。

新憲法が制定され、いろいろの勞働法規が作られて、低賃金による勞働力の獲得が昔のように期

待出來なくなつてくると、自然能率的で、早く樂にやれる、機械化された施工法が要望されてくると思う。併し物量のない貧乏な日本ではいろいろの事情から、單に機械さえつかえればよいという結論にはならない。優秀な機械を如何に合理的に且つ經濟的に利用するかということが重要な問題となつてくる。また機械化するといつても、ブルドーザーのような大きい機械ばかりを考えていると却々實現も六つケ敷いし、こんなものばかりを使つてみてもその價值を充分に發揮することはできないと思う。先づハンドツールのようなものから機械化施工を始め、手近かなものからいろいろ工夫をして、だんだん精巧な利用價值のたかい機械が生れるように努めなければならない。

どこかに大地震のおつた後、小さな地震でもあると慌てゝとび出す。こんな心配のいらぬ揺れでも不安を感じない電車のような建物が建たないかと考える。又電車のように動かしても崩れないで、そのまゝ移築の出来るものが建たないかとも考える。尤も關東大震災後地震と建築との關係については長足の進歩をとげ、地震力と架構についての關係とか、その解法の如きは先進國でもみられない程學術的に進んできた。ところがわが國では數理的學問の具体化、その實際の應用ということになると、どうも自信と實行力の点でかけているところがある。エムパイヤービルが建設された當時、わが國ではその高層なものと規模の雄大なのに驚いたようであるが、一方その構造的解法が畧算式であつたり、地震との關係を余り考慮していないとかで、一笑に附していたものがいたようだ。とかく批判は簡單であるが實行は至難だ。若し日本でこのような高層建築の必要にせまられた場合、このような建築を技術的にやる勇氣をもつ者がいたであらうか。又この高層ビルをどうして建造したか。デリツキを巧みにつかつて建方やつたことは想像出来るが、こうした事をくわしく研究したものもないようである。

物量のなくなつた戦争末期コンニャク貼りの紙

風船にガスを入れて上空に放つて、地球の自轉と成層圏の氣流を利用して、アメリカで爆發せしめるようにしたとか。考え方も貧すれば鈍するの例えに落入るかも知れないが、ガスを入れた風船を利用して、電車のような建物をブラ下げて移築するとか、エムパイヤービルのような建物の建方に風船で、空からブラ下げて施工すればうまくゆきはしないだらうかとも考えた。

建築美は主として設計と施工の良否から生れてくる。なるほど美に對する感じは各人各様でこれを受け入れるものゝ素養にもよることではあるが人の美と建物の美とを比べてみると、丁度人の体格美、均整美は建物の構造美とか形態美に、着物は建物の材料に、着物の柄、色合ひは建物の色彩に相當する。併し眞の人間美は外觀、見掛けにあるのではなく人間性にあるように、建築も單にその形式美のみにとらわれていてはいけない。建築美の眞價はその建物の使用目的によくマッチした点に見出されるものと思う。

併し日本の施工技術がなにもかも劣つていてと考えてはいない。最近建てられていた大阪國技館の足代で作つた仮建物、大阪の某百貨店の外装工事用に組んだ足代等特によく出来ていて、日本の薦職でなくては到底これ程のものが出来まいとひそかに悦にいつた。最近よく施工技能の低下、能率のおちたことをよくきき、そのように感ずることもあるが、その原因は戦時中からの木造の粗雑な建物類の施工しかやらず、高級建物とか、特殊施工を要する建物をたてる機會に恵まれなかつたことに起因するのであつて、低下というよりは、しらないという状態におかれているためである。そこでよい技能者をさがしだすことや、養成することが是非とも必要になつてくる。この点で現在の職業安定法の運用には随分無理な点があつてよい技能を持つた労働者は職業安定所からは求めえられず、その取締のやり方よくないなどのため技能のすぐれた労働者はどこかのボスのもとに、もぐつてしまう傾向がある。

吾々施工技術者は日本のもつ力とか國狀をよく考慮し、皮相的に諸外國の施工法を模倣せず、よくこれを消化吸収して、その中に日本の特技とか日本の美を充分に發揮出来るように創意工夫をこらし、進歩したよい施工から生れるよい建物をたてる努力とその任務を負つていることの認識を一層深くしたい。

(筆者・大林組本店業務部建築課長)

◇ ロンドン市の改造 ◇

ロンドン市は有名な1666年の大火によつて市の中央部に於ける436エーカーの廣大な面積を灰燼に歸した。其の當時レン及びエヴェリンの二氏が燒跡建設の計畫案を提出し。此の兩案は全く偶然に頗る類似した案であつて何れも適切な良案であつたが、當時のロンドン市民は之を採用するの勇氣と先見の明なく、何れもその儘葬り去られ、其の結果としてロンドン市民は後年此の區域の雜沓のために苦痛を感ずること久しく、結局巨額の經費を以つて僅かに、ストランドとホルボーン間の改造を成就したのであるが、之が實に70年の大事業となつた。しかし今になほ中心部に於ける雜沓は之を防ぐの途なく、ロンドン市民は大いに後悔を噛みんでいる次第である。

(渡邊鎮蔵「都市政策」より)



移轉 昭和二十四年一月より下記へ移轉致しました。

株式會社 奥村組

本店・大阪市阿倍野區松崎町一丁目五一
電話天王寺(77) 19・68・1500・5085番
支店・廣島・高松・八幡

大阪復興公園の施設計画の概要について

中 澤 一 夫

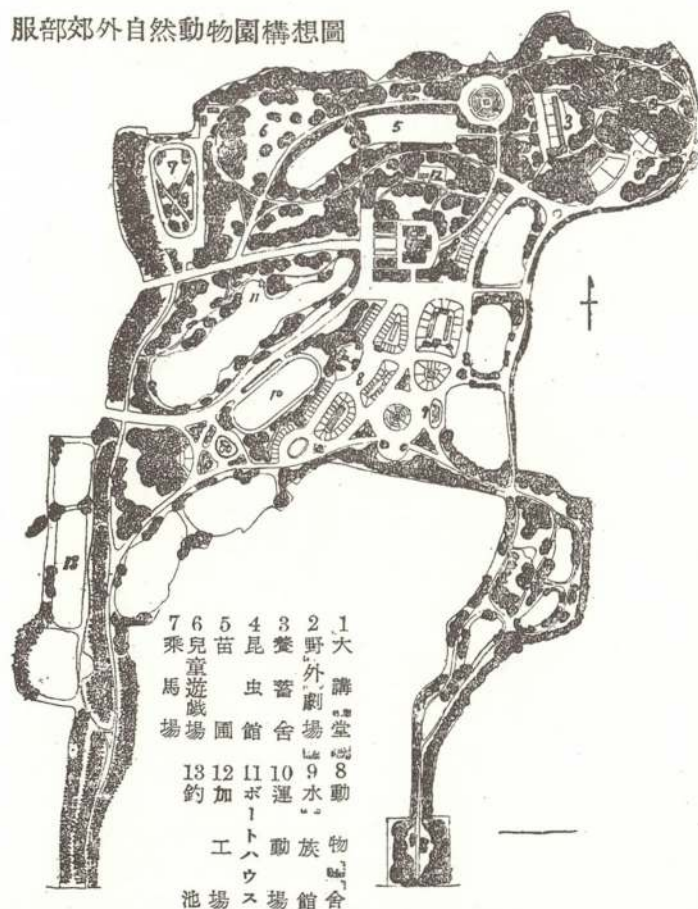
公園の配置計画は、公園の面積とその公園の持つ機能によつて左右せられる誘致半径を基礎とし、一般市民があまねく凡ゆる公園の施設を等しく利用し得る如く配置することを理想とする。復興大阪市に於ては112ヶ所247萬坪の公園用地が一應確保せられ、又復興區畫整理によつてその面積の約10%の公園用地が設定せられる事になつてゐるのであるが、此の公園用地の面積は、戦前に於ける公園用地面積（市民一人當り0.3平方メートル）に比較すると商、工都大阪にしては随分奮發した

設定と云はなければならぬ。乍然諸外國の公園面積に比較すると世界の何處の都市よりも少なく、且つ學術上必要と云はれてゐる面積の六分の一に過ぎないのであるからその施設計画に當つては充分に機能を發揮せしめる如く研究し、將來に於て臍を噛むの悔なき様にしいものである。そしてこの計画の實現は前途程遠い感も深いが、決して畫餅に歸せしめてはならないと思ふ。

次に現在一應考へられ、實行に移されて居る施設計画の概要を述べて見よう。大阪府に於ける郊

外公園には休養大公園として府の經營する箕面、枚岡公園があるのであるが、なほ服部には自然動物園、久寶寺には綜合大公園、大泉に自然植物園が計畫せられ、大阪市では鶴見に自然大公園を計畫してゐる。市内各所に配置設定せられた公園は勿論こうした郊外の大公園との關聯を少からず持つて居る事は云ふ迄もないが最も特異なものは、由緒深い大阪城を中心とした約五十萬坪の大中央公園であらう。此の中央公園は全市民が容易に利用する位置にあり、郷土色豊かな自主性の強い計畫がなされてゐる。即ち古來保存されて來た史跡深い大阪城や、大淀川を包含し、その施設としては大阪市民が渴望して居る自由大芝生地、綠陰、各種運動、文化施設に重点が置かれてゐる。市内の大休養公園としては、既設の城北公園や中之島公園との配置を考慮して設定せられた毛間河岸、櫻宮河岸の計畫、松島、北港の各休養大公園及び天王寺公園の擴張計畫が舉げられ

服部郊外自然動物園構想圖

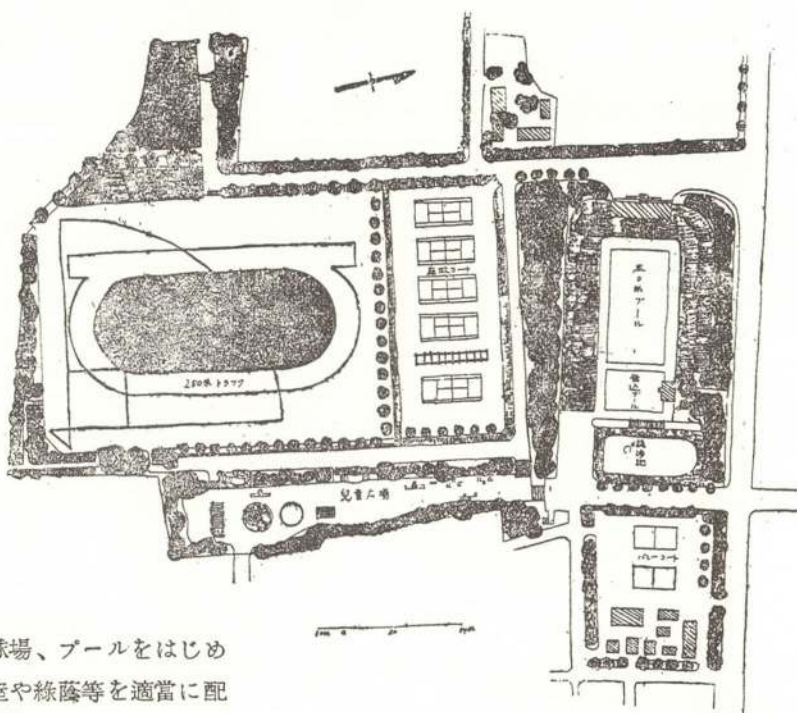


る。又運動公園としては長居公園の設立、及び市岡公園の復活、恩加島公園の計畫があり、又扇町公園7万坪の擴張計畫がある。これ等の大公園は概ね20,000乃至50,000坪で、半径2軒の誘致半径をもつて配置せられてゐる。その施設に就ては前者は自然風致園を主に各種の休養施設が計畫せられ、簡単な運動施設や兒童廣場、或又野外劇場や、音樂堂、自由廣場、分區園、教材園等が設けられ、市民の散策休養に便宜を與へて

ゐる。後者はトラック、野球場、プールをはじめ各種の運動施設を主に休憩室や綠蔭等を適當に配置し、簡単な休養施設と風致施設が折込まれ、市民が明日への活力を養ふ如く計畫せられてゐる。

大阪に於ける近隣公園は、やゝ面積が小さいきらいはあるが市民が概ね一軒以内で到着し得る如く配置せられてゐる。そしてその面積は約10,000乃至15,000坪であるが、この数は十數ヶ所に及んでゐる。鶴橋公園等はもう完成され市民が大いに利用してゐる。その施設は概ね野球場、運動廣場と各種球技場、兒童廣場が施設せられその地割の一例を挙げると兒童廣場が20%、運動廣場が60%球技或はプール施設が10%、林苑が10%である。兒童公園は大公園、近隣公園に於ける兒童廣場と關聯して配置せられ、兒童が600米以内に利用し得る如くなされてゐる。その面積は一ヶ所概ね1,500坪から4,000坪である。御堂筋の難波別院兒童公園は工費約130萬圓で近々に出來上ることになつてゐる。その施設は從來の遊戲施設の他に少年野球廣場、ラヂヲ塔、徒渉池等が設けられてゐる。尙大阪の復興公園の特異な存在として河岸に沿つた細長い綠地帯がある。これは各公園と連絡

眞田山大公園の圖



して公園系統を構成して置しい都市の建設と防災の役を果してゐる。

以上復興公園の配置と施設のほんの概要を述べたのであるが、これが實現には市民の公園の必要に對する理解と絶大なる協力が無いと不可能である。現在では公園の計畫用地にもどんどん住宅や店舗が建つて行く、産業復興に忙しい市民には、リクリエーションや衛生等と云ふ事は考へられないのかもしれない、又こうしたゆとりがないのかもしれない、然しこうした繁忙の中にもこそ公園綠地が必要なのではなからうか、ひとときのリクリエ

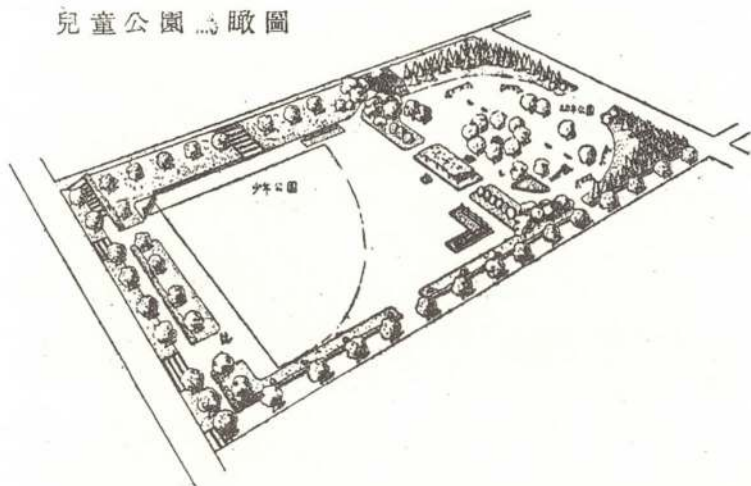
木村建設株式會社

營業所・大阪市南區末吉橋通四丁目新橋ビル二階
電話 新町(53) 571番・南(75) 607番

上本町・大阪市南區上本町四丁目六一〇番地
事務所 電話南(75) 606番

支店・東京・名古屋・舞鶴・鳥取・神戸

兒童公園 概圖



ーション、明日への活力、今かりに窓のない家があつたらそんな處には住めないと云ふだらう、然し公園と云ふ都市の窓がなくても一向に市民は平氣である。所謂都市病が多くなつてからあはてても致仕方のない事である。大いに今から計畫公園の實現に協力してもらいたいものである。

(筆者・大阪府土木部計畫課技師)

住宅經營に新例

大量の住宅建設を必要とする今日、そのためには住宅經營は集團的でなければならないが、集團住宅の難かしいところは、土地の取得の困難なこと、多額の資金が要ること、所謂集團住宅となつてどうしても殺風景なものの程度の低いものとなり勝なことである。この最後の難点はあまり劃一的であつたり、空地が少く、或は空地があつても植樹が充分になされていなくつたり、單に住宅を並べる丈で都市的な雰圍氣をなしていないことに因るのである。こう云う場合その住宅地はまことに不自然で都市と遊離したものになる。

又、都市構成上面白い現象だと思ふのは、似たものが集まることだ。いゝ住宅が集り、環境がい

ゝ所謂高級住宅地があると、その附近に住宅を建てる場合あまりまづいものは建てられぬという氣がする。それに反して棟割長屋の建て混んだ住宅地ではいゝ家を造つても駄目だという氣がする。又空地の多いところはそういう環境が出来、密集地はいよいよ密集する。つまり環境というものが支配をするのである。ところがこれは都市をその計畫に誘導するに利用することが出来る。一團地住宅經營が都市計畫事業として成立つ所以である昨年11月に告示になつた大阪市住吉區の東長居區劃整理組合の土地がその都市計畫事業一團地住宅經營用地で、交通の便、地質等好適、既に敷地造成は完了して居り、8年間に一戸當敷地 100 坪をもつ400戸の分譲住宅と、商店街、共同浴場、集會所、幼稚園、郵便局、診療所、派出所等の共同施設をなす計畫である。

兵庫縣建築部機構

部長	岡本茂樹氏
管理課長	岩田可治氏
建築課長	吉田信武氏
住宅課長	日高喜代藏氏
營繕課長	神田省三氏

株式會社 熊谷組大阪支店

大阪市東區備後町一丁目十三番地 (電話北濱1926)
本社・福井市豊島上町一番地 (電話291・292・299)
營業所・東京都新宿區筑上八幡町二十二番地
(電話九段501~505)
支店・横濱・名古屋・廣島・福岡・札幌
出張所・神戸・下關・静岡

府營住宅ABC型

(昭和23年度)

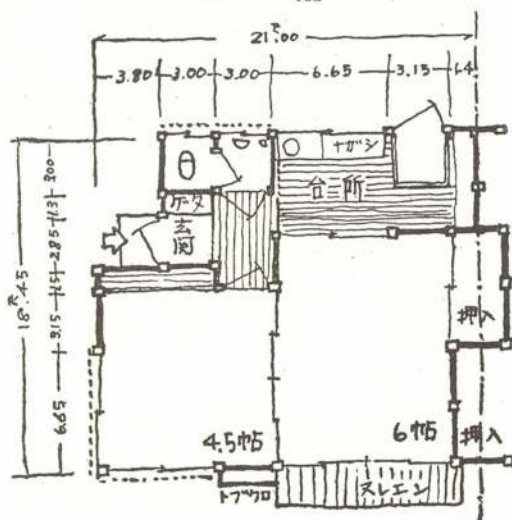
逆瀬 淑

今年度大阪府營住宅(木造)はA、B、Cの三つの型を各團地におり混せている。共に十坪型であるが、A、B型は京間6帖、4.5帖の二間を取り、C型は在來型を破つて江戸間の6帖、3帖の他に、3坪にたすの板間(フローリング)を取っている。府營住宅という性質から、A、B型はマアマア無難だらうが、C型は床坐一椅子坐への轉換の一つの踏み切りをつけるため言はゞ危険性のあるものだらう。A、B型に對しては、C型の戸数は、僅少にすぎないが、設備に十分の氣を配つて、家具をもたない人たちのために出来る限り親切に—(金のゆるす限り)—作られてゐる。折角二人になつたけれどタンスやミズヤのない若夫婦あたりに入つてもらつて、この型一更に板間の生活—がわるいかどうか、一つ試してもらいたいものである。もしも良いという聲がつよければ、思い切つて來年度あたりから、板間併用の住宅をドシドシ

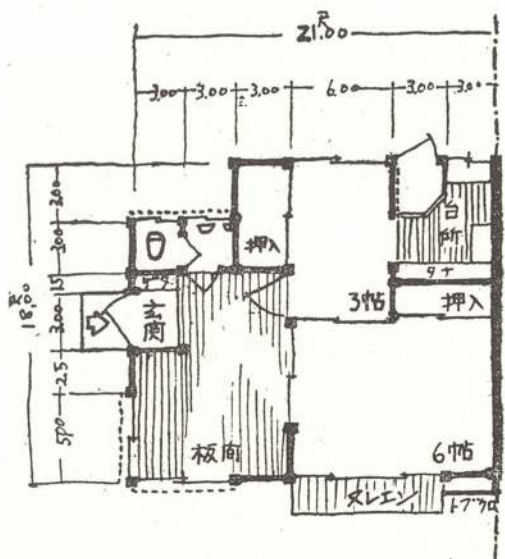
建てたらどうだらうか?『若い人たちは案外疊の生活に執着を持つていない事を、年寄りに知つてもらいたい』事を最後に附言しておこう。

(筆者●大阪府建築部住宅課技師)

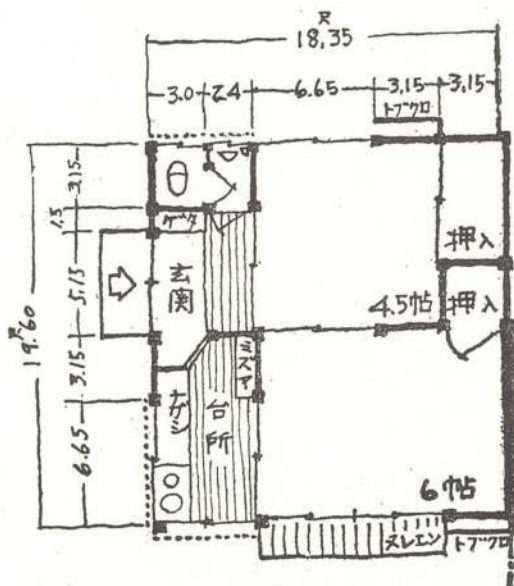
B 型



C 型



A 型





国土再建に憂ふ

櫛 田 清

建築がどの様に理解されてゐるかと言ふことは一國の建築文化を云々する場合、先づ考へて見ねばならない。その國民の住生活、住文化は最も明瞭にその國の文化程度を代表するものと云つてよいだらう。文化國として唯一の活路を目指す敗戦日本の現状を想ひ、道甚だ遠きを思ふと共に、建設に携る者として、夢又少しとしない。

年々歳々年めぐりて戦後三年、大阪の焼跡に立ちあて、戦争の惨禍に凜然たるものを感じると共に、たゞかれてもたゞかれても舊態依然として無難作に芽生ゆる雑草の如き都市建設状態に、奇異の眼をみはり日本人の諦感と云ふか無抵抗的樂天主義に我々ら啞然たる思ひである。資材難、資金難等あらゆる悪條件は今此處では論外としたい。もつと根本的な問題にふれて百年の大計にその機を逸しては悔正に千歳の子孫に宿すを憂ふのである。

日本人も亦人間としての自覺に立ち返り、人間

としての共感を世界の人々と共に感ずるならば、人類の文化を荷はされたい員として、深く思を致すことであらう。

凡そ個人の確立せざる處に文化を論ずる豫地はなく、建築とて亦然りである。十二坪の住宅と雖も、其後に盛らるべき問題は住生活の根底に觸れるものを藏してゐる。十二坪に疊が幾枚敷けるかではなくして、我々は其の中でどんなにすれば人間として快適の生活を營むことが出来るかと云ふことである。過去はどうであつたか。國民一人一人の住生活といふ私的な(然も最も身近な問題)

問題の犠牲に於て、日本は奇型的な科學文化の發達を遂げてきた。地に足のつかない頭でつかちの科學文化はその足元をすくはれて無残にも、日本は敗退した。然も猶多くの國民は無自覺に、自ら招いた因果として其の低調に忍従しつつある、心ある人士よ、国土再建の大計の前に速かに警鐘をならせと云ひたい。如何にして良質の住居を一刻も早く而も多量に國民に提供し民心安住の據を與へるか。行政と技術の面に觸れて、技術者としての立場から今すぐ私見を呈して見よう。

○都市住居の本質的な問題を、技術的に攻究する嚴威ある研究機關を政府の手で充實せよ。都市計畫の問題も然り。

○建設行政の再検討。ヤミ建築の撲滅、建築法規の適用、資材斡旋等單に消極的な法的處理で

三建工業 株式會社 大阪支店

大阪市東區本町四丁目五十七番地ノ一

電話北濱(23) 1741

本社・東京都中央區日本橋室町一ノ一

電話日本橋(24) 3261~3265

支店所在地・東京・札幌・横濱・名古屋・福岡

大阪支店・京都・神戸・和歌山・鳥取・廣島・奈良

管轄營業所

なく質的な面にもタッチした技術と行政と一体化したものであること。間取と坪数位で法の網をくゞつては、イカサマ建築は永久に跡を断たない。

○建築士制度の問題。責任ある良心的な設計に非らざるものは(技術者の計畫に關與せざるもの)は一切施工せしめざること。(現今街に建ちつゝある建築に、どれ丈良心的な建築家が參與してゐるか想像してみよ。)

○建築家の立場を明らかにせよ。住生活そのものゝ設計から指導性を把握し、住生活に對する國民の啓蒙運動に乗り出せ。

○官公署等公的大建造物は都市計畫と關連して、その立体計畫にも細心の検討をなせ。都市景觀の一要素を荷ふものだからである。

これ等大建造物の計畫は貧弱なる官公署營繕部内で獨占すべきでなく有能なる多數の建築家の手に委ねよ。

以上自分の置かれてゐる偏狹なる立場からではあるが、私見を呈した。抽象論に過ぎたが、日本の現状では、將來の建築はいかにあるべきかと云ふ建築自体のイデオロギーを追求し之に個々の技術を結集するといふ行き方こそ本道であると信するそしてそれには自ら高しとする誇りと國土再建に熱情を燃す若き建築技術者の結集と住生活に對する國民の一大啓蒙運動の展開こそ急務であると思ふ。

(筆者・大阪府營繕課技師)

川 柳 近 常 白 峯

法隆寺大事をとつて焼けちまい
低い軒ながらも高い金が入り
甚五郎生れた時期に不服言ひ
建築家赤字赤字で食つてゆき
基準法小僧の年期短縮し
一等必選岸田の屋が又ひびき

島藤建設 株式會社 大阪支店

大阪市北區茶屋町三十一番地二
電話 豊崎 (37) 1428番・1429番

大阪支店 神戸市兵庫區湊町三丁目十六番地
神戸出張所 電話 湊川 (5) 5271番

本 社・東京都中央區銀座西三丁目一(建築會館内)
電話 京橋 (56) 7185~9番

支 店・大 阪・横 濱

出張所・函館・沼津・静岡・松本・千葉・埼玉・甲府・札幌

NIC の 錯 覺

野 島 市 郎

最う一年程前、或る建築家達が集つて話しあつてゐた時、話題はだんだん建築家の技術家的良心の方に向いて皆非常に熱心であつた。

その結論はどうも戦後の建築が余りにひど過ぎるからこれをもつと眞物の建築にせなければならぬといふのである。それは經濟的な制約もあらうし亦建築施工業者の仕事を取り合ふせいもあつて責任は必ずしも我々建築家ばかりの故ではないと考へられるが、併しこのまゝ濁流に押し流されてゐるのも余りに消極的だといふ意見に賛成するものが多かつた。

そこで我々に出来る仕事をはじめではどうだらうかといふ話しになり、氣の速いだが眞面目な二人がこの仕事のプランを計畫するまでに進展したのである。

先づ仕事をするには場所が必る。それも成可く便利なところで集り易いところ。それから仕事の内容はお互の技術の勉強と良く出来た建築を廣く紹介してやること、或はこれから建てやうとする人の相談にのり指導を正しく親切にしてやること等、云はゞ建築相談所的だが、大いに啓蒙運動的にやらうといふ考へである。

幸ひにして良い場所が手に入り梅田の極く近くではじめるところまで段取りがついたのである。非常な意氣込みであれからもう10ヶ月ばかりになる。併しこれには始めから仕事にふさわしい名稱が考へつかなかつた。子供は生れたが名無坊で二ヶ月過ぎざるを得なかつた。その間随分と考へたのであつたが、どうも適當な名がみつからないのである。建築事務所でもない、建築研究所でもない、相談所も何かビツタリしない。遂々追ひつめ

られた結果NIC とつけることにした。

NもIも最初の云ひ出しペーの頭文字でCはクラブの積りで、まあこれならばよからうといふことになった。さてNICはそれでよかつたが、さつぱり仕事が活潑にならないし、たゞ集つて話し合ふ程度で散解することが多くなつた、尤も何れも他に夫々本業をもつてゐるのだから集るのは大抵の場合夕方になつて時間的にも不十分な点があつたのであらう。

併し一番不満足なことは啓蒙を受ける対象が寄つて來なかつたことである。勿論ボツボツの程度に於ては役に立つこともあつて、存在價值が無いといふのではなかつた。

ところが昨年の建築學會の大會が大阪で開かれた時、東京の大學にゐる有名な先生T氏(二人)G氏が來られてこのNICを訪れた、誠に光榮と思つたのである。

その時若い方のT氏がNICとは好い名前をつけたものだと思はれた様な顔である。聞いてゐた方はいさゝか仕事の性質を御理解下さつたと嬉しかつたが、これはとんだ錯覺でT氏の好い名前の意味は何んとナイト、インチ、クラブであつたのである。

正にざかんと來た現實的な批評、その後NICは仕事でものを云はせやうとやり出してゐる。

◎ 就職希望者紹介 ◎

- 鹿児島縣立出水新制高等學校建築科本年度卒業生で大阪方面就職希望者あり特に同校から其幹旋方を依頼されてゐる。
 - 日本大學専門部建築科出身 40才
 - 京都高等工業學校電氣科出身 20才
 - 關西工業學校建築出身 20才 設計事務希望
 - 關西高等工學校建築出身 22才 現場希望
 - 甲種工業學校建築出身 45才 中國地方官公署又請負會社希望
 - 南滿工業專門學校建築出身 33才 事務所會社方面希望
- 以上御照會は本會事務局書記長宛願ひたし

赤 い 本

生 田 勇 吾

『建築と社會』にクラブルームを設けるんだつてね。そいつの經營は是非私にさせて欲しいものだ。市中の本物のクラブルームであれば、このせち辛い今時、うかうかとそんなクラブに出入りして雑談でもなからう、開けて見たところが果して繁昌するかどうかに多少の危惧もあらうが、誌上のクラブルームはその点大いに氣を強くしてよい。さうさ、私に經營を任せられるなら、私もいささか体裁を考えねばならぬ。何より先づ客を引き寄せねばならぬが、それにはクラブルームらしい雰囲気が必要かな。先づ表に看板を掛けよう。『建築と社會』經營のクラブルーム—誰方でも歓迎、入場無料いや入場者に薄謝を呈すこれなら大丈夫。—それから室の中を至極清潔に、ドアの取手など眞鍮磨きをかけ、丸いテーブルを中心にして身体の埋まる様な豪華な、色は夢の様な緑の眩掛椅子、ソファなど三つ四つも揃えて配置よろしく、そう、テーブルの上には眞紅と純白の二色のカーネーション、それにアスパラガスの葉をあしらつて白青磁の花瓶に活け、フランス刺繍のテーブルセンターはクリーム色がよい。紗のカーテン、こいつはコバルトにして、白い壁に囲まれたこの室をボーツとそれ自体空想の世界にしようではないか。マントルピースの上には一枚の額を掛ける。それにはホドラー描くところの、春の野に三人の女の裸像が手に手に花をかざして、象徴的な姿態を並べているという圖ではどうだろう。併し、考えて見れば之も陳腐だ。こんなことで、このクラブルームに何の興味が湧くものか。こんな意匠は其の邊にざらにあるものさ。私がこのクラブの經營者である以上は、もつと氣の利いたものにしたい。

そう思う半面には、私の性来の物臭もはたらいてゐるので、愈々約束の開店の瀬戸際になつて、何も飾つたり意匠を凝らしたりするのが手ではないむしろこのまんまで開けてやれ。人種によつては亂雑で穢い室を好む變つたものもある。時には蜘蛛の巣でもぶらさげて置くのがよいかも知れない。要するにクラブルームに欲しいものは話題なんだ。まあいい、使い古るしのセットでも集めてさあ準備は出来た、開ける、開ける。

兩開きの扉を開け放して見通せる、ガランとした埃つばい室の中程に、私はどつかと陣取る。その装束は紺色の服にえんぢのネクタイで、胸のポケットに白いハンケチを少し覗かせる。膝を組んだ足にはキツドの黒靴、あまり目立つもんぢやないが總じて一寸踏める衣裳がよかろう。無精な私ではあるが、開店の今日は特別鬚のそり跡を青々とさせて、綺麗にといった頭髮を手櫛で一かき搔き亂し、もちやもちやつとした頭。マドロスパイブを斜に叩いて……そこで私は、一冊の眞赤な表紙の本を手し、一冊はこの赤い本が外から見えることが肝心のだ一如何にも読み耽る恰好よろしく待機するのである。

『今に誰かはいつて来て、私に話しかけるぞ』

いささか自信がある。

そら来た。先づ十才位の男の子だ。『おちさん何を読んでるの。アラビアンナイトかイツツプだろう。』と云うから、『いや違う、もぐらもちが風船に乗つた話だ。』と云うさ。『それどんなお話？』というから、『或る風のない日だつた。』と始めるもぐらもちを風船に縛りつけて放したら、ごんごん昇つて行つて見えなくなつてしまつたという話だ。子供はあきれて『それだけ？』というから『それだけさ。』という『つまんないの。』と言ひ乍ら出て行つてしまうだろう。それを見送つて、私は再び赤い本をとりあげるのだ。

そら又来た。今度は五十がらみのデツプリした男。香水の匂ひをプンとさせて、『面白そうな本を読んでいますな。』とニヤニヤ笑ひ乍ら近づい

て来るさ。そこで私は『あるデパートの女店員の告白というのを讀んでいたのだ。』と云うと、男は『それは聞きたい話だ。』と来る。私はそこで『その娘はデパートの賣子なんです、給料が足りなくつてね、』その母と一人の妹を養うことが出来ないのね、晝はデパートで働き、夜は夜で何か夜の仕事をしようと決心したのです。』という具合に話し出すのだ。『ホウ、夜の仕事をね。』と来る。そこで、その娘が少し許りの蓄へを資本に夜店の古着屋を始めたと、誠に順調でホクホクしてゐると、一ヶ月程して警察にひつぱられる。盗品を扱つた科ということで、結局『確かに盗品に違ひないと思ひ乍らついやつてしまいました。』と告白したとき。』と言う話。男も呆れて、『何だそんな話か。』と憤つて出ていくだろうさ。さて次は誰がはいつて来るか知ら。

そら次が来た。今度は御婦人である。まづ三十の聲を開こうつてところか。之は所謂赤本を読む男に興味か同情を持つのであろう。私はすかさず『男女交際の秘決というのを見ていたのですよ。』と答えるのだ。『で、どういふ事が書いてありましたの。』と来るだろう。そこで私は『どうしてこんな事に私は氣がつかなくつたのでしょうか。』と前置して、『つまり男は男らしく、女は女らしくあるべし、ということでした。』

仲々肝心の建築家ははいつて来ないものだ。アーアとあくびを一つして赤い本をとつて待つ程にそら又次が来た。瀟洒なものだ。四十前後の教授タイプ。スネークウツドのステツキかなんか持つて。『どうです。資本論から勉強しますか。』つてさ。そこで私は恐縮して、『ハー、マルクスがカード、つまりトランプのことについて書いてゐるのを見ていたのです。』と言う。すると、『アーそう。…で要旨は？』と来ること必定である。それそれ、そこで私は、『なめに特に珍らしい論とも思えないのですがね。』と前置しておいて言うのである。『カードはやはり切札をうまく使うことが肝要だと云うのです。』そのときはスネークウツドが飛

んで来ない様に身構えていなければならない。さ
て又赤い本を取り上げる。

とうとう来た。なあんだ、私と同じ様ないでた
ちだよ。確に新進の建築家と見てとつた。馴れ馴
れしく近寄つて来て、『ヒューマニズムかね。』と
言うのに私は應えて、『いいえね、建築施工虎の巻
というやつですがね。この中に鉄筋コンクリート
の構造の強度をしらべる薬品があるのでね。』『な
に薬品?』わかつててもわからなくても、こう来る
だろうさ。『そうです、焼ビルなどにその薬品を塗
つてやるとね、危いやつは盛に泡を出すんですよ
オキシフルつてのがあるでしょう、ああいつた具
合にね。』と始めると、『成程、それは案外オキシ
フルがはいつてるかも知れんね。』つてさ。笑は
せるよ。で『實は私はその薬を買つて見ましたん
でね、早速分析を頼んだんですよ。』『どうでした
結果は?』『ここにその分析表を持ってますが、
實につまらん。』

そこで私はおもむろにポケットに手を突込んで
、一枚の紙片を出して見せるのです。それには鉛
筆の走り書きで、

Mi	1.5
I	2.3
N	1.8
Na	3.4
De	1.3
Ta	5.3
Al	3.7
A	0.9
Me	1.1

手にとつて見て、わ
かつててもわからなく
ても、『フォーム、成
程。』と来る。そこで、
『アノー、それは一
寸縦に御覽になつて
……』『みーいーん
一なーでーたーらー

め、こん畜生!』

(おわり)

(筆者は作家)

北 京 回 想

小 寺 京 一 郎

緑の都、燕京と呼ばれる北京、景山の上から見
渡すと、さながら森林の中に散在する田園都市の
様で、日本の都會では見られぬ眺望である。落つ
いた閑靜な、黄、朱、緑に彩られた繪の様な街、
クラシックとリリカルな街等多くの表現を有する
古都で、京都か奈良を匂はせる。

古都北京には數多の名所、舊蹟があり藝術と觀
光の都市として中國隨一であらう。舊皇城內には
紫禁城を始めとして豪壯華麗な建物があり、外城
には天壇其他の大建物がある。又北海公園、鼓樓
國宇監、孔子廟、喇嘛廟、太廟、中山公園、故宮
博物館があり、西郊にはかの有名な西太后によつ
て作られた、人工美と自然美の優れた萬壽山があ
り、清朝末期に於ける西太后を巡る榮華と幾多の
エピソードは、多く此所に展開されてゐるのであ
る。

朱壁黃甍を語る北京の町にある、舊帝室の建物
の多くは、豪華な大理石の基壇の上に建てられ、
釉藥のかゝつた黄や、緑紫の甍、丹精をこらした
斗拱など、絢爛壯麗である。

併し一面王府井界限(所謂北京銀座)東交民巷
等には、各國の大、公使館、北京飯店、元華北交通
本社等があり、近代的な建物の立ち並んでゐる所
は、共同租界と云つた感じがする。

北京の秋は世界一と云はれる。澄み切つた青空
に縁滴る舗道、その縁の門を潜つて自轉車で走り
廻る姑娘達、均整の取れた姿態にびつたりと合つ
た、腕も露に裾の切れた中國服をひらひらさせて
、すすいと泳ぐが如き光景は、日本では感じら
れぬ雰圍氣を興させる。

幾多の藝術、美術資料を有する北京は、西太后
の名と共に、世界史上からは消えぬだらう。

(筆者・本誌編集部員)

長 建 設 株式會社 大阪支店

舊 社 名 株式會社長組

大阪府 福島區 吉野町三丁目六一

電話此花(46) 1703番

本 社・金澤市宗叔町三番丁二十三

支 店・東京・名古屋・廣島・小倉・金澤

渡部圭吾氏の

「建築工事と施工 技術者」に就いて

中野 順次郎

先達て建設技術研究所から最近發刊した60頁ばかりのこの著書を渡部さん御自身から御届けして貰ったので早速拜見してみた。

渡部さんは序文にも述べられてゐる通り數十年をこの専門に終始された人であるので、私が批評を加へるなんて失禮なことだと思ふ。亦私にはそのやうな資格はないのである。

もうづつと以前、確か昭和17年頃だったか工業學校の學生を對象にして建設施工の教科書が無いから執筆しようといふことで文部省から引受けられた渡部さんがその相棒に私を選んだことがある。

この仕事で當時は渡部さんから種々の資料をお借りしたり御高見を承る機会が多かつたが、遂々この本を出さないうちに戦争が終つた。こんな譯で渡部さんの御研究は私もよく承知してゐるので今この本を手にして洵に感慨の深いものがある。

さてこの本は『建築施工技術總論』として第一章から第六章まで計畫されてゐるものゝ第五章に當るものとなつてゐるから、他の章が完成されないと所謂技術總論的に把みとすることは出来ないわけである。併しこの本即ち第五章を読んでみて私は實に有意義な本だと思つた。

恐らく何處の學校（工業學校、専門學校、大學等）の建築科でも建築施工の講義を適格にやつてゐるといふところはないと思ふが、それでゐて建築施工は大切な學科だと認めてゐるのである。勿論部分的には契約のこと、仕様書の方式、積算法等を解説してゐるが、建築施工といふ廣汎なもの

ゝ中心をついてこれに体系をつけ、理論的に組織づけて科學的に研究出来るやうなガイドはなかつたのである。例へば構造學がその基礎となる應用力學からはじめられるといふやり方が建築施工ではとられてゐなかつた。

このやうな状態に對しては或は建築施工なるものが學科として成立つものでないといふ見方もあつたかも知れない。亦一面には性質からみて學校を出てから勤務と實術の間に於て研究すべきものと考へてゐたかも知れない。

併しそれでは建築施工なるものが學校に於て技術教育の中に入取られることは出来なくなるであらうし、施工と建築工學とが直徑して來ない心配が残るであらう。

この様な現状に對して渡部さんの著書が出たことは非常に有難かつたと思ふ。その内容とか組立の適否は別として兎に角『建築施工』なるものゝ科學的基礎を説いて居られる態度に非常な期待をもつものである。讀んでみて、精神科學的に經濟學的に、技術論的に恰も構造學に於ける力學的の基礎を述べて居られることに敬服する。

渡部さんは非常に豊富な知識と經驗と更に深い思慮をもつて書き起されてゐるから迎もこのやうな小冊子では思ふことの1/10も述べられなかつたと想像するが眞正面から建築施工の研究に對して科學的の基礎を與へやうとされる意圖が充分に伺へる。これに對して私は大きな期待と賛意を表するものであるが更に廣く讀まれるやうおすゝめしたいと思つてゐる。

（筆者・都島工業高等學校教頭）

鐵道建設興業株式會社 大阪支店

大阪支店・大阪市大淀區天神橋筋六丁目五
京 阪 ビ ル 七 階
電話堀川 (35) 883・2427番

本 社・東京都千代田區神田三崎町二丁目六
電 話 九 段 2424・2425番

資 料

工標第97號昭和23年12月30日 工業技術廳標準部長

殿

日本建築規格の實施普及についての御願ひ

このたび工業標準調査會の審議を経て下記の日本建築規格が制定されました。つきましてはこれが實施普及について格別の御協力と御配慮とを御願ひ致します。

記

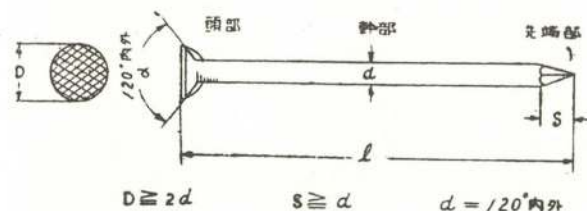
JES 建築4301 (鐵丸クギ) 昭和23年9月15日制定

第1條 この規格は鐵製の丸クギ (以下單に鐵丸クギと呼ぶ) に適用する。

第2條 鐵丸クギに用いる線材は日本金屬規格線材 (金屬3501) に規定する線材3種乙によるのを標準とする

第3條 鐵丸クギの頭部を圓形に打ち出し、その上面にヒシ形の網目を下面に適當な傾斜を付け、先端部を4面スイ狀に切削した後みがいたものとする。

第4條 鐵丸クギの形狀、種類、寸法および寸法公差は下圖および右表により呼び方は長さによる。



第5條 頭部は軸部の中心線に對して垂直であり偏心であつてはならない

幹部は眞直でハダは滑かで著しいキズがあつてはならない。ただし幹部の曲り (灣曲の最大個所での軸線の變位) は長さの1.3%以下なら差支えない。

第6條 鐵丸クギの1タルの正味重量は50kgとする

第7條 鐵丸クギの容器には、製造者名および鐵丸クギの種類を明記しなければならない。

鐵 丸 ク ギ

長 さ l		徑 d	
寸 法	公 差	寸 法	公 差
19	+ 1.0 - 2.0	1.2	+ 0.02 - 0.02
22	+ 1.5 - 1.0	1.4	
25	+ 2.0 - 1.0	1.6	
30	+ 2.0 - 1.0	1.8	+ 0.03 - 0.03
40	+ 2.0 - 1.0	2.0	
45	+ 2.5 - 1.0	2.3	
50	+ 2.5 - 1.0	2.6	
60	+ 3.0 - 1.0	2.9	
65	+ 3.0 - 1.0	2.9	+ 0.04 - 0.04
70	+ 3.0 - 1.0	3.2	
75	+ 3.5 - 1.0	3.5	
90	+ 4.0 - 1.0	4.0	
100	+ 4.5 - 1.0	4.5	
115	+ 5.0 - 1.0	5.0	
130	+ 5.0 - 1.0	5.5	+ 0.06 - 0.06
150	+ 5.0 - 1.0	6.0	

審議委員會工業標準調査會建築部會鐵丸クギ委員會

株式 藤田組大阪支店

大阪市北區堂島中二丁目三八番地
(電話福島1680番708番)

本 社・東京都中央區横町一ノ五
支 店・横濱・仙台・名古屋・大阪・廣島・小倉
神戸營業所・神戸市生田區加納町二ノ一八
姫路營業所・姫路市光源寺前町二六

釘に関する資料

まえがき

ここに掲げる「釘の資料」は會員川村統之氏が仕事を通じて得られた経験と種々の文献を集録せられて出来た貴重且数多い資料中の一部である。

吾々一特に技術者一はよい資料を欲する。そしてそれ等を常に整備して置く必要を痛感してゐる。が實狀は仲々そう「備えある」場合は少ない。殊に會員中には戦災等に依り参考圖書を失はれた方も多いと思ふ。之が各位業務の助けともなれば幸ひである。(編集子)

1. 釘の寸法・重量・價格 (1樽へ60kg入)

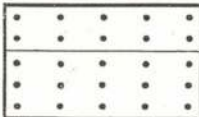
寸 法			B. W. G. No.	使用材ノ厚サ (寸)	本 / 樽	kg/100本	貫/100本	自 由 價 (1樽=付)
吋	寸	cm						
¾	0.6	1.9	17	0.2~0.24	240000	0.026	0.007	5,500円
⅞	0.7	2.2	"	0.23~0.28	214260	0.030	0.008	
1	0.8	2.5	16	0.27~0.32	157920	0.036	0.010	4,000
1¼	1.0	3.2	15	0.33~0.40	89580	0.066	0.018	3,900
1½	1.2	3.8	14	0.40~0.48	61260	0.098	0.027	3,700
1¾	1.4	4.4	13	0.47~0.56	39480	0.156	0.042	3,650
2	1.6	5.1	"	0.54~0.64		0.176	0.049	
"	"	"	12	0.54~0.64	27480	0.214	0.058	3,600
2½	2.0	6.3	"	0.67~0.80		0.274	0.074	
"	"	"	11	0.67~0.80	17880	0.341	0.091	3,500
3	2.4	7.6	10	0.80~0.96	12180	0.514	0.138	3,450
3½	2.8	8.9	9	0.94~1.12	8700	0.731	0.195	3,400
4	3.2	10.2	8	1.17~1.28	5880	1.016	0.271	3,300
4½	3.6	11.4	"	1.20~1.44	5160	1.179	0.316	
5	4.0	12.7	7	1.33~1.60	3600	1.560	0.417	3,200
6	5.0	15.2	6	1.67~2.00	2500	2.250	0.600	3,000
7	6.0	17.8	5	2.00~2.40	1800	3.278	0.875	

2. 板 張 釘 所 要 量 (坪當リ㌦トス)

板 巾 (尺)	釘 寸 法 取 厚 釘 本 数	1"	1½"	1¾"	2"	3"	3½"	板 ノ 枚 数 (長6尺)		
		3分	4分	5分	6分	8分	1寸	突付ノ場合	重本又ハ 相 決 ヲ	増 加 率
0.30	222本	16㌦	60	94	129	307	433	20.0	22.2	1.11倍
0.35	188	14	51	79	109	260	367	17.2	18.8	1.10
0.40	163	12	44	69	95	225	318	15.0	16.3	1.09
0.45	143	10	39	60	83	198	279	13.4	14.3	1.07
0.50	128	9	35	54	75	177	250	12.0	12.8	"
0.55	116	9	32	49	68	160	226	10.9	11.6	"
0.60	106	8	29	45	62	147	207	10.0	10.6	1.06
0.65	97	7	27	41	57	134	189	9.3	9.7	1.05
0.70	90	7	25	38	53	125	176	8.6	9.0	"
0.75	126	9	34	53	73	174	247	8.0	8.4	"
0.80	117	9	42	50	68	162	228	7.5	7.8	1.04
0.85	110	8	30	47	64	152	215	7.1	7.4	"
0.90	104	8	28	44	61	144	203	6.7	6.9	1.03

0.95	99	7	27	42	58	137	193	6.4	6.6	1.03
1.00	93	7	25	39	54	129	182	6.0	6.2	"

(註) 1. 板巾0.3尺~0.7尺迄ハ1枚1筋=2本打→



" 0.75~1.0尺迄ハ " 3本打→

2. 根太、桧木又ハ胴線間隔ハ1尺5寸(45cm)トス。

3. 増加率トハ、正作業面1坪=付板巾3寸ノ時ハ1.11倍(1.11坪)トナル。

3. ノ種類ニヨル釘所要量(延坪當リ貫)及(木材石當リ貫)

建 物 用 途	貫/延坪	貫/木材石	建 物 用 途	貫/延坪	貫/木材石
住 宅	0.40~0.65	0.20~0.25	事 務 所	0.45~0.65	0.20~0.22
店 舗	0.30~0.65	0.17~0.26	學 校	0.60~0.90	0.29~0.33
寄 宿 舎	0.40~0.60	0.20~0.23	病 院	0.48~0.70	0.20~0.22
倉 庫	0.30~0.50	0.22~0.25	上家(驛ホーム等)	0.25~0.45	0.25~0.30
工 場	"	0.20~0.24	板 塀	0.06~0.10	0.14~0.15

(註) 1. 上家トハ、驛ホーム上家、渡廊下等ノ側壁ナキモノ。

2. 本表ハ、總テ木造建築トス。木材石當リ0.20~0.22貫位ナリ。

3. 板塀ハ面坪當リトス。

4. 構造部分別ノ釘所要量(釘ノ單位ハ貫トス)

名 稱	單位	釘(貫)	備 考	名 稱	單位	釘(貫)	備 考
疊 下 床	坪	0.16	大引・根太・床板共	平 鐵 板 葺	面坪	0.13	野地共鐵板用釘共
板 張 床(東建)	"	0.21	"	丸 棒 葺	"	0.33	" "
" (轉床)	"	0.18	"	波 型 鐵 板 葺	"	0.05	野地ナシ "
竿 椽 天 井	"	0.05	廻縁、竿椽、天井板共	柿 板 葺	"	0.10	野地共
打 揚 天 井	"	0.07	廻縁、野椽、天井板共	ルーフイング葺	"	0.11	" 押入共
テツクス天井	"	0.06	"	杉 皮 葺	"	0.11	" "
ベニヤ天井	"	0.05	"	鍍 下 見 板 張	"	0.08	板ノミ
天 井 木 指 天 井	"	0.11	"	堅 羽 目 板 張	"	0.07	胴縁、板、雨押水切共
日本瓦葺下地(置土)	面坪	0.18	桧木、野地、土留棧共	木 摺 壁 下 地	"	0.06	木摺ノミ
" (棧瓦)	"	0.21	" 瓦棧共	"	"	0.08	胴縁共
厚型スレート下地	"	0.15	桧木、野地、スレート釘共	ラ ス 下 地	"	0.04	ラス下地板、ラス釘共
波型 "	"	0.05	スレート釘ノミ(桧、野地板ナシ)	"	"	0.06	" 胴縁共

小舞壁下地	面坪	0.01	貫、力貫、小舞極共	" " 5間	"	0.05	
襖羽目板張	"	0.10	笠木、巾木共	板	庇	延間	0.10
室内ベニヤ板張	"	0.05	胴縁、目板共	霧	除	庇	" 0.02
" "	"	0.06	笠木 巾木共	戸袋(窓用)	ヶ所		0.13
" テツクス張	"	0.06	胴縁、目板共	" (縁側用)	"		0.15
" "	"	0.07	笠木、巾木共	窓	格子	面坪	0.15 @5寸
軒10尺、柱35角高(和式カベ)	延間	0.03		板	拵(高6尺)	延間	0.07 3分板使用
" (和式マド)	"	0.05		" (")	"		0.11 4分板使用
" (和式出入口)	"	0.04		和風階段	一ヶ所	0.19~ 0.29	
" (洋式カベ)	"	0.08	間柱、筋違共	ヒヂ掛手摺	間		0.15 高1.7尺、出1.3尺
" (洋式マド)	"	0.13	間柱、敷鴨居共	戸棚類	尺3		0.007
" (洋式出入口)	"	0.08	" 鴨居共	台所用タナ	間		0.04 住宅台所用
軒2間、柱40角高(和式カベ)	"	0.03		釜戸台	脚		0.10 住宅台所用
" 和式マド	"	0.06		流	治	"	0.10 "
" (和式出入口)	延間	0.05		換氣孔(床下)	ヶ所		0.01
" (洋式カベ)	"	0.08		" (天井)	"		0.02
" (洋式マド)	"	0.13		寝	台	脚	0.20 ダブルBed
" (洋式出入口)	"	0.08		机	"		0.05 事務室用
和小屋梁間1間	延坪	0.02		スノコ板	坪		0.24 台所用
" " 2間	"	0.03					
" " 3間	"	0.03					
" " 4間	"	0.04		型	枠	坪	0.15~ 0.20

5. 釘部材別ノ所要量(単位當リ貫)★材料ハ長丈モノヨリ2間モノトス。

名 稱	單位	釘(貫)	名 稱	單位	釘(貫)	名 稱	單位	釘(貫)	名 稱	單位	釘(貫)
土台、大曳	本	0.014	半 柱	丁	0.012	小屋束	本	0.028~ 0.034	羽風、鼻隠	丁	0.017~ 0.022
燧 材	"	0.04~ 0.05	間 柱	本	"	柱 冠	"	0.027~ 0.034	廣 小 舞	"	0.008~ 0.010
床 束	"	"	筋 違	丁	"	小屋貫	丁	0.004~ 0.005	敷 鴨 居	"	0.023~ 0.034
根 搦 貫	丁	0.004~ 0.005	軒 桁	本	0.027~ 0.034	疊下床板	坪	0.084	一ト筋	本	"
根 太 掛	"	0.012~ 0.014	母屋、棟木	"	0.014~ 0.020	縁側 "	"	0.124	壁 貫	丁	0.003~ 0.004
柱	本	0.014	根 太	"	0.011~ 0.015	野 地 板	"	0.054	力 貫	"	"

上リ口框	本	0.014	天井野縁	本	0.009	窓格子	本	0.01~ 0.013	厚型スレート 棟瓦	間	0.025
"地覆	"	0.009	"釣木受	"	0.009~ 0.012	押入框	丁	0.017~ 0.025			
"板	坪	0.200	"釣木	"	0.020~ 0.026	縁框	"	0.020~ 0.023			
"蹴込板	"	0.077	天井板(竿縁)	坪	0.016	入口楣	本	0.020~ 0.0023			
"板掛	丁	0.009~ 0.011	"(打揚)	"	0.033	釣束	"	0.017~ 0.023			
"板受棧	本	0.017~ 0.022	天井押縁	本	0.005~ 0.006	庇板	坪	0.198			
笠木	丁	0.039~ 0.051	木摺下地	100本 入束	0.190	"目板	丁	0.008~ 0.010			
ラス下地	坪	0.054	外部下見板	坪	0.080	"鼻揚	"	0.002~			
疊寄	本	0.015~ 0.019	"羽目板	"	0.024	"桁及板掛	"	0.02~ 0.026			
床框	"	0.023	"胴縁	丁	0.006~ 0.007	戸袋側板	枚	0.032			
床落掛	丁	0.023	"雨押へ 水切	"	0.004~ 0.005	型枠板ノミ	坪	0.130			
天井廻縁	本	0.012~ 0.014	"目板	100本 入束	0.170	遺形水板	丁	0.005~ 0.007			
"竿縁	"	0.004	"見切縁	本	0.150~ 0.019	厚型スレート	坪	0.05			

(註) 1. 本表へ總テ釘止メトナシタル場合ヲ示ス。

2. 小屋束、床束、敷鴨居等ノ切使ヒノモノハ總テ長丈及2間モノトシテノ釘所要量トス。

6. 釘寸法別使用百分率(%)

建物ノ用途	1"	1¼"	1½"	1¾"	2"	2½"	3"	3½"	4"	4½"	5"	計
住宅	7	12	13	19	27	10	12	—	—	—	—	100
店舗付住宅	5	8	16	11	3	2	9	14	33	—	—	100
共同住宅	15	12	15	12	14	14	18	—	—	—	—	100
倉庫(床板張)	20	13	18	4	9	2	6	13	15	—	—	100
"(簡易ナルモノ)	1	37	31	—	3	—	19	4	5	—	—	100
寄宿舎	5	6	14	16	7	8	7	6	14	11	6	100
板塀	30	—	—	37	10	8	—	—	—	15	—	100
工場(床板張)	4	6	5	7	18	12	14	20	14	—	—	100
"(床土間)	6	9	10	10	4	3	20	22	16	—	—	100
"(床、天井アルモノ)	5	9	13	20	10	10	4	8	12	9	—	100
學校(二階)	10	4	9	—	22	3	8	—	6	14	24	100
"(平家)	8	4	14	—	18	2	7	—	7	19	21	100
現場事務所	—	15	70	—	3	—	4	—	8	—	—	100
物置	—	1	37	—	19	3	11	9	8	12	—	100

建設省令第六號

市街地建築物法（大正八年法律第三十七號）に基き、臨時防火建築規則を次のように制定する。

昭和二十三年十月二十七日

建設大臣 益 谷 秀 次

臨時防火建築規則

（目 的）

第一條 この省令は、市街地建築物法第十二條及び第十三條の規定に基き、建築物の構造、設備及び敷地について防火上必要な事項を規定し、建築物の火災の危険を防止することを目的とする。

（用 語）

第二條 この省令における用語は、左の例による。

- 一 耐火構造とは、鐵筋コンクリート造、鐵骨鐵筋コンクリート造、煉瓦造又は石造もしくは建設大臣の定める耐火性能を有する構造をいう。
- 二 防火構造とは、下に掲げる構造又は建設大臣の定める防火性能を有する構造をいう。

	隣地境界線及び防火境界線又は道路の中心線からの水平距離が三メートル未満のとき	隣地境界線及び防火境界線又は道路の中心線からの水平距離が三メートル以上のとき
イ	鐵網モルタル塗、漆喰塗等の構造で塗厚二センチメートル以上のもの	鐵網モルタル塗、漆喰塗等の構造
ロ	土藏造又はこれに類するもの	土塗眞壁造（下見板張、羽見板張等のものを除く。）
ハ	マグネシヤセメント板張、瓦張等でその厚一・五センチメートル以上のもの	マグネシヤセメント板張、瓦張等の構造
ニ	木毛セメント板張で上にモルタル又は漆喰を塗つたもので其厚合計二・五センチメートル以上のもの	木毛セメント板張で、上にモルタル又は漆喰を塗つたもの

三 防火境界線とは、同一敷地内において木造建築物の建築面積の合計が三百平方メートルを超える場合に、建築面積の合計三百平方メートル以内毎に想定する境界線をいう。

（有 効 保 持）

第三條 建築物の構造、設備及び敷地は、常にこの省令の規定する防火上有効な状態に保持しなければならない。

（耐 火 構 造）

第四條 甲種防火地区内に建築する建築物は、その主要な壁体、床、屋根、柱及び階段を耐火構造としなければならない。但し、下の各號の一に該当する建築物についてはこの限りでない。

- 一 建設大臣がやむを得ない事由により、臨時に指定する区域内に建築するもの
- 二 平家建の附屬建築物で建築面積五十平方メートル以下のもの

第五條 下の各號の一に該当する建築物は、その主要な壁体、床、屋根、柱及び階段を耐火構造としなければならない。

- 一 劇場、映畫館、演藝場、觀物場、集會場もしくは公會堂でオーディトリウムの床面積の合計五百平方メートル又は収容定員七百五十人以上のもの
- 二 建築物の主たる部分が學校、劇場、映畫館、演藝場、觀物場、常設展覽會場、集會場、公會堂、百貨店、市場（卸賣市場を除く。以下同じ。）共同住宅、寄宿舎、下宿屋、旅館、病院、診療所、公衆浴場又は倉庫の用途に供する建築物で、階數（屋階を含む。以下同じ。）が三以上あるもの
- 三 自動車車庫（揮發油を使用しない自動車を格納するものを除く。以下同じ。）又はその部分で、床面積三百平方メートル以上のもの、又は居住の用に供する床面積五十平方メートル以上の直上階があるもの、もしくは二以上の直上階があるもの

前條但書第一號に該当する建築物については、前條但書の規定にかかわらず、前項の規定の適用を妨げない。

（防 火 構 造）

第六條 甲種防火地区内に建築する建築物で耐火構造としない第四條但書各號の一に該当する建築物、又は乙種防火

地區もしくは建設大臣が防火上必要と認めて指定する區域（以下準防火區域という。）内に建築する木造建築物（鐵骨木建築物を含む。以下同じ。）は、外壁及び軒裏を防火構造としなければならない。

乙種防火地區又は準防火區域内に建築する建築物又はその部分で、下の各號の一に該當するものについては前項の規定を適用しない。

- 一 隣地境界線及び防火境界線又は道路の中心線から、一階で五メートル（準防火區域においては三メートル）以上二階以上で七メートル（準防火區域においては五メートル）以上の水平距離を保有するもの
- 二 防火上有効な公園、廣場、河、海等の空地又は擁壁等の工作物の類に面するもの

第七條 下の各號の一に該當する木造建築物は、防火地區及び準防火區域外においてもその外壁及び軒裏を防火構造としなければならない。

- 一 學校、劇場、映画館、演藝場、觀物場、常設展覽會場、集會場、公會堂、市場又は自動車車庫
 - 二 主として百貨店、共同住宅、寄宿舎、下宿屋、旅館、病院、診療所、公衆浴場又は倉庫の用途に供する建築物で階数が二以上且つ床面積二百平方メートル以上のもの
- 前條第二項の規定は、前項の建築物又はその部分についてこれを準用する。

（開口）

第八條 左の各號の一に該當する建築物の窓又は出入口には、金屬板、石綿板、マグネシヤセメント板又は網入ガラスの類をもつて構成又は被覆した扉を設けなければならない。但し、第六條第二項第二號に該當する場合はこの限りでない。

- 一 第四條又は第五條の規定により耐火構造とする建築物の窓又は出入口で隣地境界線に面し、それからの水平距離が二メートル以内の位置にあるもの
- 二 前二條の規定により防火構造とする建築物の窓又は出入口で隣地境界線及び防火境界線に面し、それからの水平距離が一階で一メートル以内、二階以上で二メートル以内の位置にあるもの

（屋根）

第九條 下の各號の一に該當する建築物の屋根で耐火構造でないものは、不燃材料で覆わなければならない。

- 一 學校、劇場、映画館、演藝場、觀物場、常設展覽會場、集會場、公會堂、百貨店、市場、共同住宅、寄宿舎、下宿屋、旅館、病院、診療所、公衆浴場、倉庫、自動車車庫又は工場
- 二 商業地域、防火地區又は準防火區域内に建築するもの
- 三 蒸氣機關車を使用する鐵道の沿線で、軌道から距離百メートル以内に建築するもの

（間壁）

第十條 下の各號の一に該當する木造建築物の主要な間壁は、地盤面から屋根に達するまで一体となつた土塗壁の類で構成しなければならない。

- 一 學校
- 二 長屋建の建築物で床面積百平方メートル以上のもの
- 三 百貨店、市場、共同住宅、寄宿舎、下宿屋、旅館、病院又は診療所で床面積二百平方メートル以上のもの

第十一條 床面積三百平方メートル以上の木造建築物の桁行十二メートルを超える小屋裏又は天井裏は、間隔十二メートル以内毎に土塗壁の類で構成した間壁を設けなければならない。

（防火壁）

第十二條 建築面積六百平方メートルを超えた建築物は、下の各號の一に該當するものを除く外、建築面積六百平方メートル以内毎に防火壁を設けなければならない。

- 一 建築物の主要な壁体、床、屋根、柱及び階段が耐火構造のもの
 - 二 建築物の主要な壁体、床、屋根、天井、小屋、柱及び階段が不燃材料で構成されているもの
 - 三 劇場、映画館、演藝場、觀物場、常設展覽會場、公會堂、百貨店、舞踏場、屋内運動場又は工場等で、その用途上床面積六百平方メートルを超える室を必要とするもの
- 前項の防火壁は下の構造としなければならない

一 耐火構造とすること

二 外壁及び屋根が耐火構造でない場合は、その表面から最短距離五十センチメートル以上突出させ、延焼を有効に

防止できる構造とすること

三 開口には防火戸を設け、市街地建築物法施行規則（大正九年内務省令第三十七號）第一條第十七號の構造（乙種防火戸のへの構造を除く。）とすること

前項第一號の規定にかかわらず、木造又は木骨造建築物の防火壁は、倒壊の虞のない壁厚の合計六センチメートル以上の鐵網モルタル造の類とすることができる。

（煙 突）

第十三條 煙突を設けるときは、下の規定によらなければならない。

一 煙突の屋上突出部は、最短部において六十センチメートル以上とすること

二 煙突の直上部に軒があるとき又は煙突と上方軒との水平距離が一メートル以内のときは、その軒から更に六十センチメートル以上突出させること

三 金屬製煙突は、木材その他の燃質材料と十センチメートル以上の間隔を保有すること

（火 焚 場）

第十四條 共同住宅、寄宿舎、下宿屋、旅館、病院、診療所、公衆浴場、工場又は食堂等の炊事場及び火焚場で、火氣に近接する周壁、天井及び床は不燃材料で構成又は被覆しなければならない。

前項の炊事場及び火焚場で多量の燃料を使用するときは、別に安全な灰捨場を設けなければならない。

（直通階段又は非常口）

第十五條 學校、劇場、映畫館、演藝場、觀物場、常設展覽會場、集會場、公會堂、百貨店、市場又は第七條第二號に掲げる建築物（倉庫を除く。）には避難に有効な二以上の直通階段又は非常口を設け、且つ建築物の各部分からその一までの歩行距離が四十メートル以内になるようにこれを配置しなければならない。

前項の直通階段の構造については、市街地建築物法施行規則第二十五條及び特殊建築物規則（昭和十一年内務省令第三十一號）

第二十九條第二項の規定を、非常口の構造については、特殊建築物規則第三條の規定を準用する。

（緩 和）

第十六條 下の各號の一に該當する建築物については、第四條から第十二條までの規定を適用しない。

一 工事用下小屋の類

二 罹災者の應急救護等の用に供するもので、使用期間三ヶ月以内のもの

三 仮設興業場等で消火、避難に有効な幅員十メートル以上の空地を周圍に有し、且つ使用期間一ヶ月以内のもの

四 建設大臣が指定するもの

附 則

この省令は、昭和二十三年十一月一日から施行する。

防空建築規則（昭和十四年内務省令第五號）は廢止する。

市街地建築物法施行規則第一條第十三號、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十五條から第三十八條まで、第四十一條、

第百十九條から第百三十四條まで、特殊建築物規則第八條、第十九條、第二十四條、第二十五條第二項、第三十六條から第三十八條まで、第五十二條及び第五十三條の規定は、當分の間、これを適用しない。

特殊建築物に関する東京都令、警視廳令、北海道廳令及び府、縣令の効力に関する命令（昭和二十三年總理廳令第二號）により建設大臣の定める規定と同一の効力を有する命令の規定で、この省令の規定に違反するものは、その効力を有しない。

この省令施行の際現に建築工事中の建築物については、この省令を適用しない。

耐火ボード （プラスターボード）

旭日印



天井・間仕切・内壁其他各種ノ建築材トシテ定評アリ
（耐火・耐震・施行容易）

大阪耐火ボード株式會社

大阪市東淀川區元今里北通五ノ二四
電話豊崎（87）一一四四番

時 報 時 論

日本學術會議會員の選舉 は、建築界だけのトピックではなく日本科學界の問題であつた。この問題に就ては一般社會生活に關連性がないと思われたり、又之についての解説や啓蒙の不足から一般的に見て極めて低調であつたことは争われない。然しながら、一部の學界では特に力コブを入れて選舉の下部組織まで氣をつけたのもあつた。われわれは、何も勢力の争奪に興味を持つものではないが、建築界が特に低調であり、無關心であつてはならないと思ふものである。建築工學が他の科學と歩調を合せて躍進するには、設策の面にも發言する必要がある。科學政策の中心が學術會議であることを思へば、適當な人を、適當な數を、われわれはこれに送らなければならない。それについては十分の有權者の數が要するであろう。建築界にも、恐らく 1 萬 2~3 千の有權者がある筈であるが、僅か 2 千位の登録とは情ない。將來はこの會議の意義を十分に徹底して全員の登録を希むたいものである。

★

★

都市と住宅問題の講習會の開催。

建設省で、連合軍總司令部よりの助言に基き、都市並に住宅に關する講習會及び展覽會が、東京、仙台、京都、福岡で催される。

これは復興に進もうとしている日本市民並にそれ等の専門技術家達に明日への Imagination を持たせ、彼等を Encourage すると共に、住宅、都市計畫に關する近代的文化的諸問題を解明しようとするものである、という。主なる題目を拾つて見れば、(但し開催地により多少異なる)

○建築面より見たる都市計畫(總司令部經濟科學局講師)

○都市の不燃化について

○明日の日本住宅——住宅の合理化、近代化

○より良き都市建設への世論の醸成(總司令部民間情報教育局講師)

○小住宅の住みよい設計

○都市及び住宅の衛生について

○個人生活と公共生活

○都市美の問題

○都市並に住宅面に於ける現下の諸問題

○住宅の工場生産について

○多雪地帯に於ける住宅の設計

○住宅の集團及び共同化

○北陸震災から見た建築技術上の諸問題

○戦後新復興資材の研究

この會で特に注目すべきことは、出席者にワシントンから送られた資料の中の書物約 200 点が閱覽に供されることと。C I E 及び建設省の資料合せて 70 余枚が壁面 60 間の會場に掲げられることである。その外、住宅相談所や住宅に關する世論調査や參考映畫も計畫されてある由。

近畿に於ける會場は京都、頃は 3 月、中々結構であるが、特に非戦災地とは如何にや、寧ろ戦災地の大阪、神戸の方がより効果的ではあるまいかなお、本會より井上新二、中澤誠一郎の兩氏も出講する筈である。

★

★

科學研究費の要る人は、いませんか？

と呼び掛けるところだが、本誌が発行される頃には手遅れとなる。然し、その方面の人々で知らない方々のために一寸述べよう。

わが國の經濟の再建、國民生活の安定等、當面する緊急問題に關し科學研究の成果を應用し急速に解決を圖る目的で、科學試驗研究費を文部省で計上している。この研究費の審議に當つて、要望課題と一般課題について廣く各方面から研究課題の提出を求め、公的な審議機關にはかつて重点的に課題を選定して補助金を交付するのである。そ

れで、研究計畫調書と研究計畫調書目録を添付して文部省科學教育局自然科學研究課へ2月15日迄に提出するのだが、前述の様に本年は間に合うまい。昨年は締切期間後に到着したのは協議會の審議にかゝらなかつたという話だが、今後もあることだから希望者は毎年12月頃には本會宛に照會して頂きたい。一般的でないから詳しくは述べない。こんな事もあると御承知を願つておく。

一般課題は研究者の立場からその研究費の性格に適するもので、要望課題とは國の立場より緊急解決を要望されている研究課題であるが、『昭和24年度文部省科學試驗研究費による要望課題目録』から建築關係のものを挙げれば、

37、軟弱地盤に注入して硬化せしむべき材料の研究（運輸省、研究完了希望期日25.3.31）

40、地盤沈下對策の研究（經濟安定本部資源委員會、25.3.31）

44、建築物の耐震性能檢定法（建設省、25.3.31）

（期待する具体的研究成果、以下同じ）現存建築物につき左記方法の考案

1. 靜力學的試驗
2. 振巾試驗
3. 其の他比較的現場に於て實行しやすい方法

45、地震災害地帯とそれに対する具体的措置の研究（經安資源委員會、25.3.31）

1. 本邦地震災害地帯の分布及一般的研究
2. 建物設計用震度の地域的分布の研究
3. 『スデカイ』等簡易に普及してしかも有効な耐震設備の應用力學的經濟的研究

46、焼ビル耐力診斷法並に補強方法の研究（建設省、24.12.31）

1. 焼ビル耐力診斷法
2. 補強の原則的方針並に具体的方法
3. 災害と鐵筋コンクリート耐力

47、居住様式と住宅設計の合理化（建設省、25.3.31）

1. 住宅設計に於ける住生活要素の數量的分析

2. 共同施設々計基準

3. 防暑防寒設計基準

4. 住宅諸設備基準

5. 敷地割設計基準

6. 生活様式の合理化

7. コンクリートアパートの研究

48. 火災對策の研究（經安資源委員會、25.3.31）

1. 都市不燃に關する都市計畫的措置に關する研究
2. 建築物の防火工法
3. 火災統計の科學的分析
4. 防災地區に關する計畫資料
5. 木造建物の火災延焼の防止工法
6. 右研究を基礎としてその有效な具体的處置の研究

104. 膠着建築構造の實用化に關する研究（建設省、25.1.15）

建築構造用接着劑の研究考案

接着強度は針葉材に對して充分な程度でよいが耐久性は永く含水率多く粗面の材でも接着可能なもの

接着合成梁の工場生産方法

118. 木材防腐に關する研究（科學試驗研究協議會26.3）

この期日にこれだけのものが出来るとなると、日本の建築界も正に躍進である。慶福に耐えない

★

★

建設業法は生れるか？

新しい建築（物）法とか、土建業法については制定されるとか、やめたとか、いや内容は？と噂は随分久しい。總ては脱皮するのだから新しい衣も要るだろうともいえないこともない。

扱、公聽會（昭和24.1.24、於大阪）で説明された建設業法要綱をかい摘むと、

『建設業の健全な發達と、建設工事の適正な施行を圖るを目的』としてあるが、これは、建設工事の適正な施行を圖るために建設業の健全な發達を

希むというのが主客が明かになりはしないかと思う。

建設業者とは登録（認許可でない）して營業するものであるが、登録には2種ある。甲は、

1. 一定の資本金以上の法人で
2. 舊工專卒以上の技術者（又は同等以上の學歷資格、實務經驗者でもよい）を何人が保有し
3. 何馬力かの一定數以上の機械を有するもので建設者へ、乙は甲以外のもの（條件省く）で府縣へ登録する。

登録には手数料が要り、3年毎に更新する。登録簿や營業届は公開して何人でも見られる。

甲はどこでも營業できるが、乙の營業はその登録した府縣内だが營業届を出せばどこでもいゝ。

登録の拒否、監督、業務の停止、指示、勧告、登録の抹消等型の通りであるが、抹消、停止については建設業審議會に掛けることになっている。

請負契約については、1. 工事見積期間は見積に必要な一定の期間を與へなければならぬとし、2. 契約の保證として前渡金あれば保證人を立てることとし、3. 一括下請負の禁止や、4. 下請負業者の變更請求權は注文者にあることなどが挙げられてある。

建設業審議會については、登録と共に本要綱の眼目であろう。中央と都道府縣とに設けられて、前記の停止、抹消、指示、勧告、審問等に當るわけであるが、その外に法の運用とか請負契約の作製とか建設業及び請負契約の改善などが挙げられてある。審議會の委員は官公吏、學識經驗者（のみ）より任命委嘱する。

罰則は、登録を受けないで、又は他府縣への營業届出をしないで他府縣で營業した者、營業停止命令に違反した者、等々の外に、審議會委員の罰則などもある。

もともと試案で公聴しようというのだから詳しいことは止めておく。

仮公聴會での意見であるが、無用論が有力な根據の上に立つて堂々と開陳され、一同の傾聴する處となつたが、別に今これを制定すると仮定して

案は十分だらうかという考察もあつたのである。米國式ならば、設計業者、綜合請負業者、下請業者、労働組合（勞務者）の四体一系統となるのだが、この案は業体の（或は資本の）大小だけで筋が通らない、寧ろ、綜合と職別との二種類の方が明瞭ではあるまいか。乙種は20種の工事別の内の1で登録すれば他のどれでも請負出来るし、地域的制限がある様であるが營業届1本で全國どこでも營業出来るのは尻抜けの感がしないでもない。

人の問題であるが、學校卒業證書1枚丈では果して適切な工事ができるか疑わしい。現場などの實務經歷10年、少くとも3年以上は實地を叩き込まなければ十分でない、醫師も司法官も辯護士も助産婦も鍼灸師も試補實修が必須なのであるのを見るがいゝと思う。

請負契約の項では、前渡金は常識となつた今日いつでも保證人を立てねばならないだろうか、或は一括下請負も元請の責任でやれば問題は起きないし、それよりも契約譲渡移轉を禁止すべきであらう。いづれも相手方と相談づくら話とは別。建設業の健全な發達からいえば、業者の義務を高調すると共に注文者の義務も茲では問題として一應は取り挙げねばなるまいと思はれる。

審議會の構成には當然全員の2分の1少くとも3分の1（中立3分の1として）は業者が這入らなければ意義も權威も薄れることは明であらう。審議會の任務の内には、建設業や建設工事についての紛争の調停や勧告は必ず舉げる必要があらうと思う。それに、停止、拒否、調停なども一應現地の地方審議會に掛けても、若し不服があるとき一審限り泣き寝入りでは酷であるから、上告や再審の慎重さを中央で取扱ふ必要も起きると思はれる。要は納得のいく取り計らいが民主的なのである。

公聴會の意見は、無論上述で盡きないのであるが今はこの程度で一般を察知せられたい。

因に、本會々長竹腰健造氏が公聴會を司會せられ、業者關係は鴻池氏等16名、注文者側3名、學識經驗者其の他約10名、新聞社公共團體各省出先等數十名出席の盛會で、本會より東畑、藪中兩理

事も出て意見を述べたのである。

☆ ☆ ☆
★ ★

家は建てたいが金がない!!!

という街の叫びに應えて本會主催で住宅金庫設置に関して所見を聴く會は1月18日に催された。府、市、引揚者連盟、戦災復興協會、各種事業會社や労組代表の出席で中々の盛會。中澤常務理事の司會で井上市建築局長、元吉府住宅課長その他の意見を綜合すれば、生産復興の鍵は住宅だ、年に少くとも五萬戸はどうしても要る、資材は多少樂になつたが金がないということになる。今度の總選挙のスローガンにも住宅問題解決と申譯に載っているが政見發表の言葉には出ていない。日本橋の水はローマに通ずるという筆法からは、生産の復興は住宅からとは、我田引水ではない筈である。福知山、彦根から大阪に通う人々も稀ではない。住宅を與へよ!!! 労組も賃上闘争より住宅を與へよとのスローガンで戦うべきだ。國會議員候補者一人一人に住宅金庫法の通過の確約(口約ではない)を迫ろうと話が進んだが、結局代議士當選の曉はこれを絶對的に支持するよう大衆の壓力を加へようとまとまつた。『これを通さなければ50萬票は流れるぞ、トルーマン奇蹟の根本の1つは住宅建設であつた』と。

なお、1月27日産業各團體の總意を結集してこれをバックとして本會の肝煎りで猛運動をすることになつた。切に成功を祈りたい。

☆ ☆ ☆
★ ★

法隆寺金堂炎上の號外!!!

わが國新聞紙始まつて以來の型破りの號外。しかも實にわれわれとして最も悲しいニュース。昭和24年1月26日朝。(昭和24.1.30.帝塚山莊主人)

會 務 報 告

一 月 初 理 事 會

一月十三日二時~四時於兒島邸分室、竹腰會長外十七名出席

議 事 報告等下記の通り

1. 常務理事中澤誠一郎君紹介 同君就任挨拶
2. 通常總會開催の件
3. 朝日ビル借室料値上の件
4. 職員家族死亡弔意の件

諸

建設會館内に本會分室設置の件
朝日ビル事務室の件
關西經濟連合會評議員當選の件
學術會議會員選舉の件
十二月分會計報告
評議員會經過報告

通 常 總 會

昭和二十四年一月二十九日

大阪建設會館三階 二時~三時

出席 竹腰會長、井上副會長、妹尾監事、谷氏藏氏、外會員20名

1. 昭和二十四年度監事、評議員選舉施行別表の通り選任した
2. 名譽正會員推舉の件、別表の通議決した
3. 昭和二十二年年度決算報告、別表承認
4. 昭和二十三年年度收支更正豫算の件、別表承認
5. 諸 報 告

住宅金庫設置期成同盟會結成

舊冬來住宅委員會で検討してゐた首題の件は一月十八日及二月廿七日の二回に亘り大阪建設會館で本會主催の下に海外引揚連盟、大阪戦災復興協會、重産工業關係の各社及其職組、労組、銀行、デパート、新聞記者職組、大阪市職組、新聞記者各位に徹を飛ばして參集を乞ひ本會住宅委員其他關係者會合協議をなした結果、期成同盟を結成直に促進運動に移る事になつた、尙其代表者及運動方法實行等全部、日本建築協會に一任された。

各 委 員 會

◎ 出版 委 員 會

大林委員長、中野副委員長其他委員一同毎月二回以上會合、毎月發行、内容、紙材、組方、廣告募集經費等あらゆる面の隘路を調査研究しつつ進行してゐる、經濟界の影響が甚大で今後の發展には多大の努力を要するが毎號發行と第三種認可の獲得に全力を擧げてゐる。

◎ 教 育 委 員 會

舊冬今次當選された府市教育委員各位を朝日ビル厚生クラブに招き今後の事につき意見交換と協會委員側の希望を述べた、今後も時々會見する豫定である、尙本委員會では講習、講演會等を本年陽春開催豫定で立案中である。

◎ 建築技術者制度委員會

建設界今後の情勢に鑑み建築技術者の資格法制定問題に關し日本建築學會、日本建築士會、全國建設業協會及び本會の四會連合委員會を設け目下調査研究中であるが本會も委員會を特設本會としての具体案を引續き検討中である。

◎ 建築設計競技規程改正委員會

建築學會立案に係る競技規程問題につき舊冬來本委員會を設け検討を續けてゐる

◎ 工事請負規程改正委員會

昨夏來學會、士會、業會、協會連合で東京で屢々會見舊臘迄に各自の會で立案したものを四會で取纏め本年二月七日東京に於て連合會開催成案を急ぐ豫定である、本會内にも之が委員會を設け數次深夜に及び調査、研究を重ねてゐるが二月東京に於ける連合會には藪中理事が委員代表上京出席した。

◎ 建材、綜合、技術三部連合會

二十三年十一月二十六日朝日ビルABCクラブ正二時一四時

竹腰會長外三部會員出席、青木、藪中理事司會で進行建材部員の資材狀況を夫々説明后設計者並に請負工事側からの種々の意見開陳あり意義深き會であつた。今後も時々開催三者の連絡につとめる事にし尙貴重な實驗談等誌上に紹介したい方針である。

◎ 建 材 部 會

一月十七日正午から朝日ビル本會事務所で開催
今次改選の評議員問題、今年度の事業等協議、會食后散會した。

大阪會勢委員會其後の活動

◎ 十一月十日 三和鐵網十三工場見學

午後二時同社會議室集合六樂内取締役並奥村囑託より概況説明を聴き茶菓を喫した後工場隈なく見學。鐵線が蝗の踊るが如き一瞬の内に鋼となつて現はれる光景などに驚され一同感たん、夫より同工場食堂に案内され同社心盡しの結構な茶菓の接待を受けつゝ製品並に行程其他質問應答あり四時頃特に吾等のため造られた餅焼網を夫々土産を頂き百聞一見にしかずなど語ひつつ散會した、本見學につき當初より格別の御世話になつた會員奥村丈太郎氏に紙上より厚く感謝を表する次第である。

◎ 十二月十八日 建築並消防について物を聴く會

大林組四階會議室で二時から開催
大阪市空本消防豫防課長、同消防第二建築係長竹口信夫氏、市桐本第一、増井第二建築課長、府建築部稗田指導課長、並恒岡技官より消防と建築につき詳細説明あつた後參會者からいろいろの質問が續出したが時間の都合で木村委員長から謝意を表し四時閉會、茶菓を喫し散會した、年の暮れで參加者も少かつたので又の機會を得て再會したいと考えてゐる。

◎ 一月十七日 住宅金庫問題座談會

大阪建設會館二階 二時～四時

住宅委員會主催の同座談會に會員有志出席夫々意見開陳住宅金庫設置及住宅政策につき懇談した。

◎ 一月二十一日 臨時防火建築規則説明會

二時～五時 清水建設大阪支店講堂會する者 約130名

木村會勢委員長開會挨拶と講師の紹介

稗田府建築部指導課長挨拶次に恒岡技官は臨防規程を約二時間に亘り懇切解説終て井上副會長挨拶后質疑に入り、稗田課長・恒岡技官・福村府技師(資材調整係長)より夫々詳細應答あり薄暮解散非常に盛會であつた。

セメント新規格講習會

二十三年十二月十六日午前十時～午後四時大林組講堂工業技術廳、本會並他團體主催の下に下記の通り開催聴講者200余名盛會であつた。

學會近畿支部長坂靜雄氏開會の辭につき笠井材料規格課長より概括的説明、工博永井彰一郎氏はセメント、雜用セメント、石灰スラブセメントに就き講演後質疑應答一旦中食 休憩、午後工博濱田稔氏セメント代用土施工標準、コンクリートモルタル試験方法に就て四時迄、其後質問應答稗田大阪府指導課長は竹腰會長に代り閉會の辭を述べた。夫より講師中心に關係者一同茶話會を催し散會した、當日會場其他万端御迷惑かけた大林組關係各位に厚く御禮申上げる次第である。

現行四會協定工事請負規程分頒

本規程は昨年来學會、士會、業會、協會の四會連合で現狀に即する様目下改正案を練てゐるが、其改正されるものは尙數ヶ月後でないといふ完成しないので、今般現行のものを若干印刷した、希望者には一部 予 30.00 でお頒ちしてゐる。本會天神橋建設會館分室へ御申越ありたい。

渡邊圭吾著

「建築工事と施工技術者」頒布

本書は中野順次郎氏によつて概要紹介(本誌23頁参照)されておりますが、本會に於て本書の頒布を斡旋することになつたので、希望者は朝日ビル内本會事務室迄御申越下さい。代價は一部金60圓で目次内容は次の通り

一 編集後記 一

日本建築協會の使命は建築界それ自体の進歩向上を圖るとともに、その會誌「建築と社會」の名前が示すとおり建築とこれを圍繞するあらゆる環境即ち社會との連絡の近密化をはかることであると思う。日本の建築界は學術的には他の部門と比して必ずしも著しく劣つていたとはおもえないけれども、建築と實際に築造する場合の技術的部門や一産業として見た場合の建築業としての經營方式というものは他の部門よりその發達が或る程度おくれていたとおもわれるのである。これには種々の複雑な原因があろうけれども次の様なことは言えると思う。それはこれまで建築界の内部において學術部門と實施部門との連絡が充分でなかつたこと及び建築というものに對する一般社會の認識が充分に深められていなかったことである。敗戦の結果、廢墟同然の日本の國土を眞に平和な姿に復興するために建築界の果さねばならない役割はまことに大である。そしてそれは建築人だけの努力でなし得るとは到底考えられないことであつて、建築というものに對する一般社會の認識ががもつともつと向上しなければならぬと思う。しかしその認識理解を深めさせるには結局建築に直接關係のある吾々がたとえその職業は何であろうと手をつないでそのためにあらゆる努力を傾けなければならぬと思う。私は日本建築協會の使命は茲にあると信じてゐる。そして會誌「建築と社會」はその様な意味で編輯したいと考えてゐる。

本誌は會員以外の方々にも執筆をお願いした

1. 建築工事現場の機構

1. 建築施工技術者の業務

1. 建築施工技術の失敗と成功に對する批判

1. 建築施工技術者の失敗と成功の實例

1. 建築施工技術者の標準となるべき性能

1. 建築施工技術者の適性選擇と方法

1. 建築施工技術者の育成と修養

大阪府防火建築地域圖

一部金一二〇圓也

御希望の方は本會事務所に御申出下さい 尙郵送の場合は送料金四圓を添へて下さい

日本建築協會

が、特に日頃大變おいそがしくしておられる東京大學の藤島教授や關西財界の大原、淺田兩氏より玉稿を頂戴できたことは何よりの喜びである。其他の諸氏も併せて本協會に對する深い御理解に厚く御禮申上げる次第である。(〇生)

本年第二號としての「建築と社會」をお送りします。會員諸賢よりの玉稿が種々寄せられた事は編集に當つての大きな喜びです。本誌も復刊後第五號迄成長「建築文化雜誌」としての線に沿ひ、尙發展すべく努力してゐますが、未だ不充分で今後共御指導御鞭撻をお願いします。

「法隆寺金堂焼失」は次號に「建築と工藝特輯號」を計畫してゐただけに「終戦の詔勅」以上の「ショック」を受けました。文化財の取扱ひについて更に々々反省せねばならぬと思ひます。

(W生)

建築と社會

第30輯 第2號

實價1部金40圓(送料共)

昭和24年2月20日印刷・昭和24年2月25日發行

編集發行人 戸 川 弘

發行所 社團 日本建築協會
法人

大阪市北區中ノ島3ノ3朝日ビル

電話 { 土佐堀 ④ 1836・3631番

北 濱 ③ 1334 ~ 9 番

振替 口座 大阪 39975 番

大阪市東區北濱三丁目七

印刷人 井 上 聖

大阪市東區北濱三丁目七

印刷所 兒島印刷株式會社

朝日スレート



朝日スレート株式會社

東京 銀座七ノ三(銀座2090、7456)
 横濱 鶴見町四七〇(鶴見2175、2939)
 大阪 曾根崎上一(堀川2707、2054)
 名古屋 富船町四ノ一(本局0269)
 門司 田野浦昭和町(門司2483、2863)
 札幌 南一條西五(札幌8913、116)



近畿電氣工事株式會社

社長 佐竹 則翁

本店 大阪市北區梅ヶ枝町一六四宇治電ビル
 電話堀川(35) 1916、1978番
 支店 大阪北・大阪南・河泉(堺)京都・神戸
 姫路・和歌山・奈良・滋賀(大津)名古屋
 營業所 吳 營業所 外百三十箇所



東洋建築株式會社

(舊東洋木材株式會社土建部)

代表取締役	赤松	修
取締役業務部長	山崎	廣一
取締役經理部長	松本	政視
取締役總務部長	本管	俊三
取締役東京支店長	太田	勝海
監査役現業部長	神田	源治郎

本社 大阪市南區心齋橋筋一丁目一一八番屋敷(大丸六階)
 電話南(75) 2347-2349番
 東京支店 東京都千代田區丸ノ内ビル四〇三號
 電話丸ノ内(23) 3251番

昭和廿四年二月二十日印刷
 昭和廿四年二月廿五日發行

賣價一部金四拾圓(送料共)

●第三〇集 第二号 掲載広告一覽 (掲載順)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------------|--------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|----------|--------|------------|--------|----------|------|---------|------|-------|
| 安井建設 | 丸藤 | 二和産業 | 日本スレート | 石川寛三建築事務所 | 池上建築事務所 | 八木工務店 | 南海土木建築 | 望月組 | 大阪山本組 | 日東工務店 | あめりか屋 | 浪花組 | 大阪電気商会 | 大阪暖房商会 | 田辺工業 | 安田工業 | 関西スレート | 桐田商会 | 西原衛生工業所 | 斎藤久孝 | 朝日工業社 |
| 内外通商 | 栄興商会 | 今西商会 | 大和工業 | 大阪城口研究所 | 三沢商会 | 井上淨夫商店 | 内外アスベスト | 関城化学工業所 | 鼎直一商店 | 報国工業 | 明正社 | 保坂工業所 | ライトラバー興業 | 室谷商店 | 大阪パッキング製造所 | 建材社 | 高陽スレート | 三幸商会 | 吉田芳雄商店 | 美和産業 | 辰己吉商店 |
| 林塗装店 | 美素工業所 | オリエンタルメタル製造 | 三高製作所 | 大阪サッシュ製造所 | 東洋建鉄 | 中川ラス製作所 | 木下謹三商店 | 東洋建築板 | 興亜建材工業所 | 吉川建材店 | 二葉屋 | 天王寺木工 | 毛利商店 | 濱田竹材店 | 村田硝子店 | 大阪新興商会 | 堂島青写真工業所 | | | | |